

令和2年 6月 9日開会
令和2年 6月17日閉会
(定例第3回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（6月9日）

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
事務局出席職員者職氏名	4
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
一般質問	5
8 番 竹谷 和彦議員	6
1 2 番 河内 賀寿議員	9
7 番 松田規久夫議員	1 1
3 番 國本 悦郎議員	1 8
9 番 穴井 謙次議員	2 5
1 番 西本 篤史議員	3 1
議案第42号	3 7
議案第43号	3 7
議案第44号	3 7
議案第45号	3 7
議案第46号	3 7
議案第47号	3 7
議案第48号	3 9
散 会	4 0
署 名	4 1

第2号（6月17日）

議事日程	4 2
本日の会議に付した事件	4 2
出席議員	4 3
欠席議員	4 3
事務局出席職員職氏名	4 3
説明のため出席した者の職氏名	4 4
開　　会	4 4
会議録署名議員の指名	4 4
議案第42号	4 4
議案第43号	4 4
議案第44号	4 4
議案第45号	4 4
議案第46号	4 4
議案第47号	4 4
議案第49号	4 6
議員提出議案第1号	4 6
閉会中の継続調査（特定事件）について	4 8
閉　　会	4 8
署　　名	4 9

田布施町告示第 2 5 号

令和 2 年第 3 回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、次のとおり招集する。

令和 2 年 5 月 2 8 日

田布施町長 東 浩二

- 1 期 日 令和 2 年 6 月 9 日
2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

西本 篤史議員	谷村 善彦議員
國本 悦郎議員	清神 清議員
石田 修一議員	木本 睦博議員
松田規久夫議員	竹谷 和彦議員
穴井 謙次議員	畠中 孝議員
林山 健二議員	河内 賀寿議員
瀬石 公夫議員	

○6 月 1 7 日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

なし

令和２年 第３回（定例）田 布 施 町 議 会 会 議 録（第１日）

令和２年６月９日（火曜日）

議事日程（第１号）

令和２年６月９日 午前９時００分開会

- 日程第１ 会議録署名議員の指名
- 日程第２ 会期の決定
- 日程第３ 諸般の報告
- 例月出納検査の報告
- 報告第３号
- 繰越明許費の報告について（令和元年度田布施町一般会計予算）
- 報告第４号
- 繰越明許費の報告について（令和元年度田布施町下水道事業特別会計予算）
- 報告第５号
- 事故繰越しの報告について（令和元年度田布施町一般会計予算）
- 日程第４ 一 般 質 問
- 日程第５ 議案第４２号
- 令和２年度田布施町一般会計補正予算（第３号）議定について
- 日程第６ 議案第４３号
- 町長等の給料の減額支給に関する条例の制定について
- 日程第７ 議案第４４号
- 田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第８ 議案第４５号
- 田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第９ 議案第４６号
- 田布施町地域施設設置条例の制定について
- 日程第１０ 議案第４７号
- 田布施町環境審議会条例の一部改正について
- 日程第１１ 議案第４８号
- 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第１ 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 例月出納検査の報告
- 報告第 3 号
- 繰越明許費の報告について（令和元年度田布施町一般会計予算）
- 報告第 4 号
- 繰越明許費の報告について（令和元年度田布施町下水道事業特別会計予算）
- 報告第 5 号
- 事故繰越しの報告について（令和元年度田布施町一般会計予算）
- 日程第 4 一 般 質 問
- 日程第 5 議案第 4 2 号
- 令和 2 年度田布施町一般会計補正予算（第 3 号）議定について
- 日程第 6 議案第 4 3 号
- 町長等の給料の減額支給に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 4 号
- 田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 4 5 号
- 田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 4 6 号
- 田布施町地域施設設置条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 4 7 号
- 田布施町環境審議会条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 4 8 号
- 工事請負契約の締結について

出席議員（13名）

1 番	西本 篤史議員	2 番	谷村 善彦議員
3 番	國本 悦郎議員	4 番	清神 清議員
5 番	石田 修一議員	6 番	木本 睦博議員
7 番	松田規久夫議員	8 番	竹谷 和彦議員
9 番	穴井 謙次議員	1 0 番	畠中 孝議員
1 1 番	林山 健二議員	1 2 番	河内 賀寿議員
1 3 番	瀬石 公夫議員		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	森本 充君	書記	岩本 周平君
		書記	有吉 純一君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	亀田 典志君
企画財政課長	森 清君	税 務 課 長	藤本 直樹君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	田中 和彦君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
会 計 室 長	惠元 朗夫君	学校教育課長	長合 保典君
社会教育課長	増原 慎一君	建 設 課 技 幹	吉藤 功治君
町民福祉課主幹	林 照美君	健康保険課主幹	山本むつみ君
代表監査委員	常見 京平君		

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、本日は御多用のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、始めたいと思います。

午前9時00分開会

（ベル）

○議長（瀬石 公夫議員） 令和2年第3回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本日は、新型コロナウイルス感染防止のため、50分に1回、10分間の休憩、換気を行いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、林山健二議員、清神清議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は6月17日までの9日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日は、例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めています。例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。

○代表監査委員（常見 京平君） 清神監査委員と私の2名で実施いたしました例月出納検査の結果について、御報告申し上げます。

令和2年3月、4月及び5月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

歳入実績表、収入書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、報告第3号繰越明許費の報告について（令和元年度田布施町一般会計予算）及び報告第4号繰越明許費の報告について（令和元年度田布施町下水道事業特別会計予算）並びに報告第5号事故繰越しの報告について（令和元年度田布施町一般会計予算）の3件の報告を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、3件の報告事項について、その概要を御説明を申し上げます。

まず、報告第3号は、本年3月定例会で議決いただきました令和元年度田布施町一般会計予算（第4号）における繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書により報告するものでございます。

繰越事業は、農水産物ブランド化事業、プレミアム付商品券事業、城南保育園整備事業、農業水利施設整備事業、尾津漁港海岸保全施設整備事業、尾津漁港水産物供給基盤機能保全事業、町道補修事業、町道新設改良事業、橋梁改修事業、町営城南住宅建て替え事業、小学校ICT整備事業、中学校大規模改造事業、中学校ICT整備事業、農業用施設災害復旧事業の14件で、翌年度繰越額の総額は5億4,826万5,000円でございます。

なお、各事業の繰越しの概要、繰越しの理由、完成予定時期は、繰越明細書に記載をいたしております。

次の報告第4号につきましても、本年3月定例会で議決いただきました令和元年度田布施町下水道事業特別会計予算（第3号）における繰越明許費について、繰越計算書により報告をするものでございます。

翌年度繰越額は5,982万3,000円で、繰越しの概要、繰越し理由、完成予定時期は繰越明細書に記載しております。

次の報告第5号は、昨年3月定例会で議決いただき、6月定例会において報告いたしました平成30年度田布施町一般会計予算（第4号）における繰越明許費につきまして、地域交流館整備工事における地方創生拠点整備交付金事業が事故繰越となりましたので、地方自治法施行令第146条第2項及び第150条第3項の規定に基づき、繰越計算書により報告するものでございます。

この事故繰越は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、職人の確保が困難な状況が続き、工事の遅れが発生したことによるものでございます。

なお、工事は、本年5月に完了しております。

以上で、報告を終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。竹谷和彦議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） それでは、一般質問をいたします。2件ございまして、第1問目は交通安全対策について、2件目はコロナ問題について質問をいたします。答弁者は町長でお願いします。

それでは1件目、交通安全対策について。

田布施町役場前の県道163号線の拡幅工事も終わり大変便利になった。しかし、以前にも増して、時折、猛スピードで通行する車が多くなったように思う。

道路を注意してよく見ると、電柱に設置された最高速度表示板が薄くなり見えにくくなっていたり、道路交通法の改正により、スクールゾーン、老人ゾーンの表示や40高中の表示がなくなっているが、それに代わる有効な表示や安全策はないのか。県道163号線で、3年前の暮れに発生した痛ましい死亡事故現場や他の重大事故現場への注意喚起（表示等）は行わないのか。この機会に町内の道路の点検を至急行い、県への働きかけをしていただけないだろうか。

以上です。お願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

役場前の県道は、岸衆議院議員事務所辺りから田布施西小学校に向けての拡幅工事は完了いたしましたけども、柳井土木事務所に確認いたしましたところ、役場の前から岸事務所までの拡幅工事がまだでございますので、この工事が完了した後に、警察署と協議いたしまして、全体的な横断歩道等の安全対策は講じたいという確認でございました。

また、速度表示板が薄くなっていることにつきましては、柳井警察署に連絡をいたしております。

カーブミラーの設置につきましては、こうしたことから地元自治会と協議をしておるのが状況でございます。

全線完成までの交通安全対策は、注意喚起の看板を設置することが考えられますが、毎年開催されております田布施町通学路安全推進協議会の場で、各学校の要望等を踏まえ対応してまいりたいと考えております。

次に、県道の道路点検につきましては、管理者より、道路パトロールが行われており、地元等から県道の修繕等の依頼が町にありましたら、県に連絡するとともに、危険な箇所が確認されれば建設課が通報いたしております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） ということは、今のが完全に終わった段階で、道路上への標示というものは、今後行われていくと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほど答弁いたしましたように、そのとおりでございます。全線通して対応してまいりたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） ぜひ、よろしくお願いします。

それでは、すぐに済んでしまったんですが、2番のコロナ問題についての質問に移ります。

緊急事態宣言が解除されたばかりであるが、もう第2波の流行が懸念されている。そんな中で、政府主導のGo Toキャンペーンが開始され、5月半ばには武漢 大阪間の定期貨物航空便も再開された。北九州でのクラスター（集団感染）の報道もあった。都会では、従業員にコロナウイルス陰性の証明書の発行を求める企業も多い。愛知県の病院では、PCR検査よりリスクもコストも低い抗体検査を開始したという報道があったばかりだ。そこでお尋ねをする。

- 1、田布施町内でコロナ患者が発生した場合の対応はどのようなになるのか。
- 2番、今年度の町内の行事や公民館活動はどのようなになるのか。
- 3、公共施設にサーモグラフィーは導入しないのか。
- 4、今後の町民への抗体検査はどのように行っていくのか。
- 5、現在、抗体検査を行った人は町内にどのくらいおられるのか。

他人を見ればコロナだと思えといった状況では、いつまでたっても日常は取り戻せない。検査により、コロナウイルス罹患の有無をはっきりさせてほしい。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず1点目で、町内でコロナ患者が発生した場合の対応についてでございますが、平成26年に策定しております田布施町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて対応いたします。この行動計画では、本町は県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜協力していくこととなるとともに、町内の蔓延防止対策を実施することとなります。

次に、2点目の今年度の町内行事や公民館活動についてですが、全公民館の行事等は4月7日から当面中止としておりましたが、緊急事態宣言の解除に伴い、換気の徹底、部屋の使用人数の半分以下の利用、マスクの着用など感染症対策を十分講じた上で、5月18日から町及び公民館が開催する会議での利用を再開し、6月1日からは公民館講座等の段階的な再開をいたしております。

なお、今後の町行事や公民館主催のイベント等につきましては、国の開催制限の段階的緩和の目安や県のイベント開催状況等を踏まえ、感染症対策を十分講じた上で、開催の可否を慎重に検討してまいりたいと存じております。

3点目の公共施設のサーモグラフィーの導入でございますが、見積りをいただいておりますが1台100万円以上、かなり性能がいいと相当な金額がいたしますし、精度の問題もございますので、現時点ではまだ考えておりません。

その代替といたしまして、額に近づけ非接触で体温をはかります機械を32台購入し、小中学校、保育園、児童クラブ、各公共施設に既に配置をしております。

また、今後、大きなイベントを開催する際には、御質問のようなサーモグラフィーが必要になることも想定されますので、その際は、現時点ではリース等の対応で検討してまいりたいと考えております。

4点目及び5点目は、抗体検査についてでございます。

抗体検査は、新型コロナウイルスの感染症歴を調べるため、厚生労働省による抗体検査が6月1日から始まり、東京、大阪、宮城の3都道府県で計1万人の検体を採取し、今月下旬をめどに結果をまとめるとの報告がございました。

これは、国が研究のために行うものでございますが、山口県で独自に研究を行うということは聞いておりませんで、まだ現時点では入手の見通しも立たないということでございますので、まだ県内の医療機関では実施していないと聞いております。

通常、抗体検査を行う目的は感染症を予防するためで、抗体検査を行い、検査の結果が陰性の人にワクチンを接種することにより感染を予防するものでございます。

今後、治療薬やワクチンが開発されれば、公的に抗体検査を行うことも考えられますが、現在、新型コロナウイルス感染症の有効な治療方法はなく、抗体検査の精度もまだ低いため、検査を行ったとしても、単に検査日時点でのおおよその参考値となるというふうに私は感じております。

また、新型コロナウイルス感染症は、いつ感染拡大が起こるか予測不能でございまして、予断が許されない状況でございます。

最後に、検査により罹患の有無をはっきりさせてほしいということでございますが、先ほど申し上げました国の抗体検査等の結果も含めて、今後、国、県の動向を注視してまいりたいと現時点では思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（８番 竹谷 和彦議員） この質問自体が非常に大きな問題で、なかなか町独自ということは難しいと思うんですが、しかし、うまくいっているところを真似していくことが大事ではないかと思ひまして。例えば、中国武漢では９８０万人を超える検査を行ったと。その結果、３００人が陽性だった。費用は９億元、約１４０億円かかったんだけど、それは当局が支払ったというわけですね。

韓国でも、同様、検査をものすごく行っておりますし、台湾では、やっぱり徹底した検査と、それからウイルスに感染した人を分けて、それから体温を、入るたびに測定していくという、そういうことをやって、見事に封じ込めに成功しているということですね。

それで、国として各県に任すという形になっておりますけれども、和歌山県知事、仁坂さんといえば、ちゃんと検査をしたので、非常にうまくいったというふうなことをおっしゃっています。

ですから、県に、ぜひそういう検査体制を山口県でも確立するように、町からも働きかけをしていただきたいんですが、それはどうでしょうか、無理でしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） お尋ねの県での対応ですが、議員おっしゃるとおりでございます、この感染症は、昨年の１２月ぐらいから起こって、まだ数か月しかたっておりません。それが、第１波、第２波という形で入ってきておりますし、日本独自の感染症対策というような面もよく報道されますが、やはり医療機関、医療体制と、全体のバランスを見ていかないと、やみくもに検査をしましても、じゃあ、どういうふうにするんかというのが確保されないというのは、私としては、まず、病床なり、感染が起こったときの、どういうふうに隔離して治療していくんかということからフィードバックしてこなきゃいけない面もあるというふうに思っております。

私が今、一番思いますのは、ＰＣＲの県内の状況、毎日報告をされますけれども、この田布施、平生、柳井、あまりですね、これまでも数名しかＰＣＲはされておられませんし、一昨日も１名、ＰＣＲ、町内の方がいらっしゃいましたが、救急車で搬送されるときに意識がないということで、周東病院のほうでＰＣＲをしましょうということで対応はされておりますが、まだ、そういう状況でございますので、とりあえずクラスターと申しましょうか、院内感染、また介護のクラスターでしょうか、そういったものを防いでいくということが一番重要だと思います。

私としましては、今、発熱外来とかそうしたものの体制が、県としてもしっかりしてほしいということはお願いをしておりますが、こういった状況でございますので、なかなか県レベルでの集会も集まりも３月ぐらいから全く行われておりません。県知事さんとも、本来なら二、三回、もうお会いしているという状態なんです、こういうリモートの世界にもなっておりますので、なかなか県としても各自治体の長を集めていろいろな要望を聞くというような機会がなかなか持てないと。

本町の場合も同じように、なかなか自治会長集会もできておりませんし、なかなか通常にいつ戻るんかというのが、段階的には考えておりますが、その辺で、議員おっしゃいますような、あの、皆さんが思われていることだろうと思いますので、やっぱり抗体検査とか進めていって、ＰＣＲなりの充実もお願いしたいというふうに思っております。今後とも、県知事のほうへは要望してまいりたいと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（８番 竹谷 和彦議員） よろしくお願ひしたいんですが、中央公民館に行きましても、ちゃんと名前を書く欄があつて、万が一、熱が出たとおっしゃる場合は、後から経路をたどれるようにということでなったんですけど、私は、やっぱり検証していくちゅうことが非常に今後大事ではないかと思ひます。

コロナになって、非常に私感じてるのは、地域経済が、どんどん商売とかが駄目になっていってしまっていて、一番感じたのは、まず、柳井のゆめタウン内のJTBの支店とかも廃止と、なくなってしまった。今日の新聞を見ますと、大分に本社のあるファミリーレストランのジョイフルが、6月以降、全国の売上げが50%以上落ちている店舗を順次、7月以降ですが、200店舗閉鎖していくというふうに、非常にじわじわと来とるわけですね、周辺に。

それに伴って、そこで働いている、雇用していた方の雇用がなくなっていくとか、そういう切実な問題が起きておりますので、できれば定期的な町民の抗体検査を実施するとか、そういったほうに体制が整うようにしていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） いろんな小売とか飲食、大変だろうと思います。

本町の場合も、児童クラブへのお弁当サポート事業も始めましたが、これは、やっぱり働くお母さんの手間を何とかサポートしたいということと、反面、仕出し、お弁当をされる方の元気を出していただきたいという、本当に時間がございませんでしたが呼びかけをして、仕出屋さん5社が協力していただきまして、急なお願いだったんですが、非常に元気が出たというお言葉をいただいておりますし、観光協会のほうでも、そうした活動をされておりますので、町内のそういった業者さんが元気が出るような対策は、今後とも続けていきたいと思います。

抗体検査につきましては、全町民が定期的に抗体検査をするという。特定健診自体も受診率が非常に低いような状態でもございますし、そのほかにも、やはり、当然行っていかなければならないがん検診とか、いろんな成人病の予防健診等もございしますので、町内の医療機関も少のうございしますので、そういった町民の検査を、じゃあ、どこへお願いするのかという問題もやはり広域で考えていただきませんと、対応は町内のお医者さんではできませんので、その場合に柳井圏なのか、東部なのか、県全体で考えるのかというのは、今後、県のほうへも要望はしていきたいというふうに思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 竹谷議員。

○議員（8番 竹谷 和彦議員） そういうわけで、非常に大きな問題で、いろいろ無理な質問をしましたが、できるだけ、安全なんだということを、田布施町は安全だということを明快に分かるような体制を整えていただきたいと思います。

それでは、私の質問はこれで終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、竹谷和彦議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、河内賀寿議員。（「どうですか」「やりましょう」と呼ぶ者あり）次に休みを入れます。よろしくお願いします。

○議員（12番 河内 賀寿議員） おはようございます。それでは、一般質問をいたします。

質問は、新型コロナウイルス対策、本町独自のものや既存のもの、どう取り入れているかということで、町長、1問ですので、よろしくお願いします。

ある自治体が、学校の水道の蛇口をレバー式に替えるニュースをテレビで見ました。新型コロナウイルス対策とのこと。本町も独自のものなど、現在考えられているものなどがあれば発表してもらいたいです。もちろん、全国で取り入れられている対策も、今後始められるようなら、それもお願ひします。

その中で、大きな自治体ではできていても、本町のような小さな自治体ではできづらいケースなど、金銭面での問題などあれば、それもお願ひします。

そして、国や県との連携での対応など説明をお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

新型コロナウイルス対策へのお尋ねですが、本町では、学校の段階的な再開に伴い児童生徒等の健

康観察、手洗い、手指消毒、マスクの着用、さらに3密が重ならないことを基本に、感染防止対策の実施、休校期間中の子供たちの学習指導などに取り組んできたところでございます。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、学校教育活動の実施は、感染症の対策を徹底した上で教育活動を開始し、学校における教育活動を充実していくことといたしております。

また、国の第2次補正予算に盛り込んである学校再開に向けた支援事業等も活用し、学校などへの必要な対策を行っていきたいと考えております。

まず、感染症対策の強化について、消毒を徹底するため必要な消毒液や、体調の確認のための非接触型体温計など保健衛生用品の追加、また、議員から御指摘がございました蛇口のレバー式への交換、教室における3密対策として、換気に必要な機器の導入、児童生徒の少人数編成など支援策を検討していることがございます。

次に、学習保障について、感染症対策で純増する教師の業務支援、授業指導への補助者など学校教育活動への支援が考えられ、今後の状況により検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、学校の支援について述べましたが、その他の本町独自の対策については、地域の実情に応じて必要な事業を行うことができる地方創生臨時交付金の活用を検討したいと考えております。

現在のところ、まだ本町への配分額や交付金制度の詳細が分からない状況でございますが、分り次第、町民の皆様や関係機関、議員の皆様の御意見をお伺いしながら、町独自の施策を今後とも行っていきたいと考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） 何か、学校に関しては事細かく、いろいろよく対応されるみたいで、すごく好感を持てるという表現もなんですけど、頑張っておられるなと思います。また、レバーの件なんかも、そこまで考えていただければ大した、なんかすごいなと思いましたんで、いろいろよろしくお願いします。

学校、今年の、特に3年とか、中学にしても大会とかがなくなったり、こんな時代になるなんて、みんな、かわいそうな時代でしたけど、ウイルスのためなんで、やむを得ないのは分かりますが、いろいろ細かな配慮で、ちょっとだけでも学校生活がいい形に思ってもらえる、思い出になるような形で終われるようになっていただければと思います。

いろいろありますけど、町民の方からお叱りされるとか激励されるとかあると思いますけど、私なんかよく聞くんなんですけど、給食費とかが、よそより結構早く無償化になったりとか評判よかって、あれはいいねとか、よく言われますけど。逆に、どうしてもあれは早うしてくれとか、1点でもいいですけど、ちょっと催促されるようなことなんか、もしあったらお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） コロナの影響というのは、例えば下関、山口、長門と、この辺がやっぱり明らかに違うというのは事実でございます。感染状況も違いますし、また、業種は観光旅館等に伴う飲食業と、本町のような、特に柳井周りの飲食というのは形態が違うと感じております。

いろいろ対策は打ちましたが、やはり、いろんなところに影響が出ているというのが事実でございます。例えば新聞屋さんが困っていると。新聞屋さんは、あまり関係がないんじゃないかなと思いましたが、やはり飲食店とか大きな小売業が特売とかされませんので、印刷が入らないと。

印刷屋さんも儲かりませんが、新聞屋さんも、一時期ほとんど折り込みがないような状態が1か月ぐらい続いておりました。最近、ちょっと増えてまいりまして、ほっとしておりますが、いろんな影響は広がっておりますので、うちがやっております小売業等への給付金事業につきましても、影響がかなり広がっているだろうと思いますが、ちょっと対象にならない業者の方からも、やはり影響が出ているんだよというような、申請をしたいというふうなお話もございましたので。

これが終息するんであれば、私は今こういうふうになればという思いがあるんですが、これがまた夏、秋、冬に向けてどうなってくるかというのがなかなか分からない状況で、この状況を克服するこ

とだけであれば、町としても対応が取りやすい面もあるんですが、なかなか、今後どうなっていくんかというのが分かりませんので、当面、今、議員おっしゃいましたように、サポートしていかなければいけない事業者さん、また、独り親の方とか、共働きで子供が学校に行けない、そういった具体的な救わなきゃいけないところをフォローしていくということで、どうしても後手後手になってしまうんですが。

今後とも、そういった第2次の補正等決まりましたら、議会の皆さんとも、この6月議会中に十分話をしておいて、国の補正がもうしばらくしたら概要が分かると思いますので、じゃあどういった対策を打っていくんかというのを、一番は実情をはっきり確認して施策をします。状況が分からないまま、とりあえずばらまいちょうとかいうことはあまりしたくごさいませんので、やはり、詳しい要望なり要請書なり、調査に基づいた対策にしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） 目の届かないようないろんな小さな業種とかまでも、恐らく一生懸命調べられて、できるだけ皆さんに平等というか、コロナのために大変損害を被っている方を、うまくフォローというかサポートされるような気持ちの籠もった御意見で大変うれしゅうございます。

ちょっと思いついたんですが、前の会議か何かのときでしたか、竹谷議員が言われたピアノの教える方とかが、さすがにコロナのために生徒さんが来なくて、正直、収入がほとんどゼロみたいな話がありましたけど、一つの例ですけど、あれなんかもそういうのに入るんですか。それをちょっと聞いてみたいと思いましたので、お願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） やはり、こうした事業というのは、ある時点で対象を明らかにして対処していきませんと、町長に言うたらオーケーというような事業にするつもりもごさいません。その点、対象を、もう決めてスタートしておりますので、そういった対象にならない方について、今後どうしていくんかというのは、また検討したいと思いますが。

ある時点で限られた予算をどういうふうに使うんかということで、200業者ぐらいあれば、例えば商工会に加入されている方、加入されていない方、たくさんいらっしゃいますので、全部網羅するということで特定業種を決めてやっておりますので。竹谷議員が御指摘いただきましたような業種、ほかにもたくさんございますので、挙げれば切りがないようなものもございますので、今後、議会の皆様の御意見もお伺いしながら、国の補正の概要が見えましたら、その財源を使って、また町独自の基金を取り崩した対応等も十分検討してまいりたいと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 河内議員。

○議員（12番 河内 賀寿議員） 心籠もっている発言だと思いますので、いろいろ見落としがないように。もちろん、そういう業者さん方からの直接の発言もあると思いますけど、今後の対応をよろしくお願いいたします。

このコロナ関係の質問は、各議員が皆しますので、それぞれの方の思いもあると思いますので、私はこのくらいで終わろうと思いますので、次からの質問を、またよろしくお願いいたします。

本日は、私はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） ここで暫時休憩とします。再会を9時50分といたしたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

午前9時40分休憩

.....

午前9時50分再開

○議長（瀬石 公夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松田規久夫議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 一問一答で3問、お願いいたします。

1問目は、感染症対策とICT化の推進はと題しまして、町長、教育長に答弁よろしく願いします。

新型コロナウイルスにより、子供たちは家庭での学習を余儀なくされた。休校をICT化の起爆剤にしたい。子供の学びを止めないため、ICT化の推進は、1、設備構築、2、運用と保守、この2点に着眼し導入する必要がある。

1、ICT設備構築。

通信環境の整備に関し、学校と家庭で機器の設置はどのように。

家庭における設備導入費用負担は。

2、ICT運用と保守。

ICT人材の育成策は。

学校と家庭での使用はどのように。

家庭における使用料と修理費の費用負担は。

よろしくお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

学校ICTの整備については、後ほど教育長より答弁してもらいますが、私からは学校における感染症対策とICTに係る費用についてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスから児童生徒や職員等を守るための具体的な対策については、先ほど河内議員の御質問にもお答えいたしました。さらなる対策が必要だと判断すれば、果断に対応し、学校における感染症対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、小中学校のICT化の整備につきましては、子供たちの学びの保障のため、スピード感を持って通信環境の整備を行っていきたいと考えており、このたびの一般会計補正予算（第3号）で1人1台端末の整備費を計上しているところでございます。経費については、小学校分が約6,000万円、中学校分が3,500万円ということで補正予算の中で御提案をいたしております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） それでは、まず1点目のICT設備構築についてお答えをいたします。

学校における通信環境の整備につきましては、さきの3月議会でも御説明をいたしました小中学校ICT整備事業により、町内の全小中学校で無線等によるインターネットへの接続が可能となる校内LANの整備を進めているところであります。

また、タブレット端末の整備につきましては、コロナウイルス予防対策により学校の臨時休校が長引く中、緊急経済対策の一環として、国においては情報端末を活用して子供たちの学びを保証しようと、令和5年度までとしていた児童生徒1人1台の端末機器の整備を前倒しして、本年度中の実現を目指すこととされ、本町においても、全児童生徒及び教職員、教員用のタブレット端末等を本年度中に購入、整備してまいりたいと考えております。

なお、タブレット端末の購入は、山口県教育ICT推進協議会に加入して共同調達する予定でありまして、校内LAN整備と合わせて、来年1月を目途に事業の完了を目指しているところであります。これらが整備されれば、町内の小中学校において、タブレット端末等を活用した学習を展開することが可能となります。

また、家庭における通信環境につきましては現在様々でありまして、今後、コロナウイルス感染拡大や災害等が発生するなど、学校の臨時休校等の緊急時を想定し、ICTを活用して全ての子供たち

の学びを保証できる環境の整備を検討していく必要がありますことから、家庭における通信端末機器の保有等の通信環境について、各学校を通じて家庭のＩＣＴ環境調査を実施し、現在、取りまとめをしているところであります。

次に、２点目のＩＣＴ運用と保守についてお答えをいたします。

このＩＣＴを活用して指導する人材の育成におきましては、タブレット端末を操作する技能と、これを効果的に活用する能力が求められます。このため、教員一人一人がタブレット端末、大型モニターなど、新たなＩＣＴ機器の操作方法について慣れ、理解するとともに、授業支援ソフトや学習アプリなどを活用した実践について、体験や事例を通して習得していくことが必要でありまして、国や県が行う各種研修等に積極的に参加するよう指導してまいります。

また、教育委員会におきましても、各学校の教員の実態を踏まえて研修会を企画したり、先進校の取り組みの視察や好事例を紹介して、指導者の資質、能力の向上に努めてまいります。

また、整備したタブレット端末等につきましては、学校において管理、保管することを基本としておりまして、現時点では、学校の臨時休校等の緊急時以外には貸出しをすることは考えておりません。

なお、タブレット端末を貸し出した際にかかる通信費等の負担につきましては、今後の課題であると考えております。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（７番 松田規久夫議員） 端末機は、教育長のほうから緊急時を想定したものだということ、各家庭の通信環境の調査を実施中で、取りまとめ中ってということなんですが、正確な数字は分かんなくていいんですが、田布施町の小学校、中学校の義務教育における通信環境は、およそでよろしいですが、どんな状況でしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 現在の環境調査を実施していきまして、早い学校は、もう既に調査結果をいただいておりますが、まだのところがあります。

その内容ですが、一応ＩＣＴ環境ということが、なかなか全ての家庭で十分理解されているかどうかというところにも疑問がある点がありますけれども、一応ユーチューブの動画が見れるかであるとか、動画を視聴する端末があるかとか、あるいはインターネット接続の回線が整備されているとか、あるいは無線ＬＡＮなどのワイヤレス通信が家庭でできるかとか、あるいはそれぞれのご自宅の中で、家庭の中で回線の契約はどのようにしておられるかとか、あるいはメールで届いた文書を家庭で印刷することができるかというようなこととか、あるいはＤＶＤをもし配付した際に、それを各家庭で視聴できるかとか、そういった内容についてアンケートを現在実施しております。

その結果なんですが、まだ概数でございますが、機器については約７割から８割の方が各家庭で整備がされているんじゃないかと思われませんが、その使用方法とか利用とか通信費の負担については様々でございまして、この調査結果を踏まえて、さらに具体的にお尋ねをしていかないと、家庭における、いわゆるオンライン学習ができる状態というのは少し時間がかかるかなと思っておるところでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（７番 松田規久夫議員） ありがとうございます。わかりました、大体のところが。思った以上に意外と通信環境整備状況が、光ファイバー網が届いていないところもある田布施町としては高い割合で使用できるんだなというふうに思いました。

小学校で、２０年度からプログラミング教育が必修化され、このプログラミングっていう細目に特化するの、私はどうなのかなと。コンピュータ全体を学んで、それからかなり理解した上で専門分野に行くっていうのが通常のやり方じゃないかと思うんですが、教育長はこのプログラミング教育っていうのをどのようにお考えになっておられるかお聞きします。

○議長（瀬石 公夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 議員からお尋ねのありましたプログラミング教育というのが、小学校段階から新たに取り組みが始まったところでございます。

名称を見ますと、プログラミングということで、すごくコンピューター、あるいはA Iなどのロボットをイメージするところがありますが、実際に小学校、中学校で目指すプログラミング教育の狙いとか内容につきましては、それぞれの発達段階、小学校の早い段階から、そして中学校の段階まで、それぞれの段階に応じて学習するというのがプログラミング教育の基本になっております。具体的には、特に小学校の低学年では、物事を理論的、論理的に考える、そういう学習というのが中心になるかと思っています。

したがって、必ずしも、すぐに小学校低学年からA Iを使ってロボットを動かすという活動なり教育ではありませんで、だんだん、そのプログラミングの学習内容、あるいは思考、判断力を身に付けていく中で、ハードであります機器についても併せて勉強して、トータルとしてプログラミング教育を推進するということを目指しております。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員、どうぞ。

○議員（7番 松田規久夫議員） 教育内容については分かりました。

次の質問は、町長がいいのか、教育長がいいのか、自分じゃあ、ちょっと判断しかねますので、質問をしますので、お答え願ったと思います。

小学校・中学校I C T整備事業費が年度合計で約8,000万円が繰り越されると。こういう状況で、このI C T化事業は、5年度のものを2年度までに前倒しで完了すると。先ほど教育長は、その端末設備なんかを含めて来年1月を目途に考えているということなんですが、元年度は繰り越すような状況で、前倒しでやるって今年度にもものすごくご負担がかかるような状況で実施が可能なんだろうかっていう非常に不安がありますので、お尋ねします。

○議長（瀬石 公夫議員） 長合学校教育課長。

○学校教育課長（長合 保典君） 議員御指摘の繰り越しにつきましては、国の元年度の補正予算ということで校内L A Nの整備工事のほうを計上したものでございます。で、2年度に行います整備につきましては端末の調達が主なものになってくるかと思っておりますので、来年1月の整備完了は十分可能ではないかというふうに考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 今回はコロナの影響で持ち時間が40分ですので、私、3問ありますので、次の質問はお聞きするんじゃなくて指摘して、第2問目に行きたいと思っております。

感染症で学校に登校できないときの対策として、家庭でのオンライン学習がある。不登校などの子供も使用できるよい点もある。オンライン学習は学校中心の教育と異なり、児童が——生徒もですが——自分をコントロールする力のありなしにより、大きな学力の格差が生じると考えられると。誰も注意する人がいない家庭での対策はどうするのかっていう、こういう将来的には問題が出ると思いますので、ひとつ、この辺もいろいろ考えてもらったらと思います。

それじゃあ2問目は予定どおり、3問目と2問目の順番を替えて質問をしようかと思いましたが、順番どおりいきます。

2問目は、SDG s（持続可能な開発目標）で地方創生をと題しまして、町長、よろしくお願いします。

子供の貧困が社会問題化している。教育費がかさむ子育て世帯を支援するため、新型コロナウイルス支援対策として、町独自で1億円、12項目の支援策を予算化した。予算額が3番目に大きな学校給食費無償化事業は、1学期の短期間だが、少子化対策、貧困対策につなげるものであり、SDG sの17目標に沿うものでもある。町の給食費支援策を初の試みとして評価したい。政府は、24年度にSDG sに取り組む自治体60%を目標にしている。人口減少が進む田布施町は、SDG sのSを

サステナブル（持続可能）でなく、サバイバル（生き残り）として、危機意識を持ち取り組む気はないかお尋ねする。

また、自治体SDG sモデル事業として国の助成を受けたいものである。

町長、よろしくお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

SDG sは「持続可能な開発のための目標」の略称であり、2015年9月に国連において採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限として、持続可能な開発のための17の国際目標が掲げられたものでございます。その目標は「貧困をなくそう」「飢餓をゼロに」「すべての人に健康と福祉を」「質の高い教育をみんなに」等々掲げられております。日本を取り巻く課題にも関係が深い目標が多く掲げられております。

国は、この持続可能な開発のための目標を推進することが、まさに地方創生の実現に資するものとして、地方自治体において積極的な取り組みが必要不可欠であるとし、国のまち・ひと・しごと総合戦略（2018年改訂版）において、「SDG sの達成に向けた観点を取り入れ、経済、社会及び環境の統合的向上などの要素を最大限に反映する」とされております。

そういった戦略のもと、地方公共団体における持続可能な開発目標の達成に向けた取り組みの推進として、地方自治体によるモデル例の構築を目指してSDG s未来都市の指定、そして自治体SDG sモデル事業の採択を国として支援しております。また、官民連携の促進の場として、地方創生SDG s官民連携プラットフォームを構築しております。

その中で、令和元年度までに全国で、SDG s未来都市の指定が都道府県を含めて60団体、自治体SDG sモデル事業は20団体が採択をされております。今年度の採択については、現在選考中と聞いております。

なお、県内においては、SDG s未来都市として宇部市のみが指定されており、自治体SDG sのモデル事業に採択された団体はございません。

また、地方創生SDG s官民連携プラットフォームには、県内では、山口県をはじめ5団体が参加されております。

本町においても、国連が掲げる「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現は、中長期を見通した持続可能なまちづくりのため、地方創生に資するものだと考えており、取り組みに向けて大いに考えていかなければならないと考えております。

その一方で、本年2月に行いました田布施町まちづくりアンケートの設問で、「SDG sという言葉を知っていますか」という質問をいたしましたところ、「言葉も内容も知っている」というふうにお答えになった方は5.3%にとどまっております。「言葉は知っているが、内容は知らなかった」と答えた方が6.4%、「言葉も内容も知らない」という方が73.7%となっており、町内においては、まだまだこれから啓発普及に取り組んでいかなければならない状況にあると考えております。

議員が御質問されました国の助成金がある自治体SDG sモデル事業についてですが、本町といたしましては、まずは、県や県内市町が参加されているSDG s官民連携プラットフォームに参加できる体制を検討し、「持続可能な開発のための目標」の研究に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 町長の答弁の中でも、SDG sの認知度が数字的にも出されて、本当に低いわけです。そういう状況ですから、ここの町役場の職員も、やっぱり——数字は違うか分かりませんが——認知度は結構低いんじゃないかという気がします。

このSDG sは、地球上の誰一人として取り残さないという目標のために、17のゴールに向かうんですね。で、認知度アップのために、まず町役場の職員から、この認知度を上げるために勉強会な

どを開くってということは、時間的に困難でしょうか。町職員の勉強会についてどのようにお考えになれるかお聞きします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） このSDGsの関わる分野というのは非常に広うございますし、目指す方向性というのが、答弁でもお答えいたしましたように地方創生なり、今後の自治体経営に非常に大きな面があると考えておりますので、本町だけでというわけにはなかなかいかないと思いますので、県内にですね、そういった一緒に勉強できるような場があればいいなと思っておりますので、そういった研究のですね、研修の場は設けてみたいと考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） ぜひとも研修の場を、時間があれば設けてもらいたいというふうに思います。

自治体モデル事業として岡山県の真庭市や西栗倉村、あるいは県内でいえば宇部市。田布施町もこのSDGsに——田布施は僕思うのに、日本でも飛び地と島がある自治体というのは、ひょっとしたら田布施以外には日本にはないんじゃないかという思いがあるんですね。この飛び地と馬島という島を、うまいことなんか皆で知恵を出して、地域活性化につなげたらええなという思いがありますんで、なんか、自治体のSDGsモデル事業を早期に取り組んでもらって、地方創生につなげてもらうた——という思いがあるんですが、私の考え、いかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） これから町の総合計画なり地方創生の総合戦略を見直す時期になっておりますので、近々のうちに会議も開催したいと思っておりますので、そういった御意見を踏まえて対応してみたいと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 時間もどんどん迫ってきていますんで、この項では最後の質問にします。

地方創生に関してですが、企業版ふるさと納税は新型コロナウイルス感染症対策事業などにも適用できるんです。地方と企業の新しい寄附の流れをつくるふるさとコネクトの取り組みをお聞きします。

大和紙器株式会社企業誘致で、町の職員の方でも努力された方が相当数おられるんじゃないかと思うんですが、この会社の代表者は窪田氏で柳井市と。常務の山岡氏は光市出身で、そういう状況で山口県につながりがありますんで、企業版ふるさと納税という働きかけまでしてもらうちゅうわけにはいきませんか。

○議長（瀬石 公夫議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 議員御指摘の企業版ふるさと納税でございますけど、もう既にこの4月から、国の地域再生計画、国の認可、下りましたんで、既に始めてはおります。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 最後の質問と言いましたが、この大和紙器さんは、ふるさと企業版、されるということですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） 大和紙器さんに、また今度、働きかけもやっていきたいと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） よろしく申し上げます。

最後の質問します。この3問目、町長、よろしく申し上げます。

子ども・子育て支援事業計画とPDCAについて。

感染症の蔓延で新しい生活様式が定着しそうである。新たな子育て生活を求める転入者を田布施町

に呼び込むことはできないか。行政の作成する事業計画は、実施することよりつくることが重視され、計画作成が目的となっている気がする。事業はPDCAサイクルで検証し、QCサークル活動で改善を重ねるのが日常的な手法である。行政では、立派な「Plan」で仕事が完了となっているように思える。必要なのは「Do」で実践だろう。田布施町では子ども・子育て支援事業計画に限らず、各職場の業務におけるPDCAはどのように対処しておられるか。町長には強いリーダーシップが求められるのでお尋ねします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画につきましては、子供の笑顔と元気を地域の皆さんが支えることを基本目標として、子ども・子育て支援に関わる関係者の方々からなる田布施町子ども・子育て会議において広く意見を伺い、策定したものでございます。

また、計画に掲げた施策が総合的、計画的に進められるか、その進捗状況につきましても、毎年度、子ども・子育て会議において担当課から実施状況を説明し、幅広い視点から御意見をいただき、施策の適切な執行に結びつけているところでございます。

議員御指摘のとおり、計画の策定はあくまでもスタートではなく、事業の実施、評価を繰り返して、次の段階に進めるものだと考えております。町の総合計画において、毎年度、実施計画の状況を把握し、ローリングで見直しを行っておりますように、子ども・子育て支援事業計画に限らず、町において策定する計画について、定期的にチェックしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 田布施町は今、いろいろなプロジェクトチームっていうのはつくられるっていうのは聞いておるんですが、日常的なQCサークルっていうのはあるのでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） いろんなものがございしますが、例えてお答えさせていただきますと、今回のコロナ対策につきましては、若手の職員でチームをつくって、問題を解決するためにどういう手法があるのかというのを、できるできないは関係なしに提案してもらおうと。その理由と効果、事業費等を職員につくらせました。それが、今回の臨時会でもお願いいたしました経済対策に反映がされております。

また、子ども・子育てにつきましても同じようなチームをつくっております、やはり各世代からいろんな意見をもらおうということで、職員にそういうテーマを与えて、通常業務に加えての仕事となりますけれども、やっております。

そういった活動は、適時、いろんな問題が出てきましたら、それを解消するための活動ということで提案をしていきたいと思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） プロジェクトチームが、そのQCサークル的な仕事をしているということで。私、ちょっと心配しているのが、各職場の優秀な人がいつもピックアップされてプロジェクトチームに参加すると。僕は、田布施町は100人以上職員はおりますんで、何らかのいろんな改善するような、そういう活動に参加してもらえよう、全員の底上げを図るような、そういうプロジェクトチームっていうのも、今後は検討してもらったと思います。

時間も残り5分となりましたんで、最後の質問にします。僕、この最後の質問は、町長と教育長とお二方の名前を書いたときやよかったなという、質問を考えてから思ったんですが。

子ども・子育て支援法で、教育は3歳以上から小学校就学前の子供に対し、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの」とある。国の幼児教育無償化により、3歳から5歳児については、以前は有償だから、当然保護者の意見を考慮する必要が大きかったが——今も尊重する必要は当然あります

が——無償化となったんで、今後は親よりも、教育ですから教育長の役割が以前よりも大きくなったというふうに私は考えるわけです。幼保、小中は当然として、高校も無償化になりましたんで、教育長には積極的に幼保小中高と関わってほしいと私は考えているんですが、質問は町長というふうに書きましたんで、この思いを任命権者である町長にお答え願ったらと思います。よろしくお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 私は教育の専門家ではないので、ピントを射れるかどうか分かりませんが。幼保小の連携というのは、かつてはあまりありませんでした、保育園幼稚園、から小学校へつなぐ段階が非常に問題があると。それで今度は小学校から中学校にバトンタッチする。今度、中学校から高校へバトンタッチ、そういうつなぎの場がうまくいくということが、私も専門家ではないですが、状況を見ておりましたが、やはり段差をつくっていくというのがよくありませんので、スムーズに成長段階に応じた教育ができればというふうに思っておりますので、現在もそういった形で教育委員会のほうでも取り組んでおられますので、今後とも、高校はどうしても県のほうになってしまいますけども、県下、教育委員会、よく連携されて指導もされておりますので、今後とも行政としてもそういった活動を支援していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 松田議員。

○議員（7番 松田規久夫議員） 以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、松田規久夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） 時間が際どいところでですけど、続けていきたいと思えます。（発言する者あり）休む。はい、わかりました。

それでは、暫時休憩とし、40分から始めたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

午前10時30分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、國本悦郎議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 今回の質問は2問です。質問方式は、最初は一括質問一括答弁で、2回目より一問一答でお願いいたします。

まず、質問事項の1は、内部告発職員にまたも報復人事かです。答弁は東町長にお願いします。

4月に職員の定期異動が行われ、ある職員に対して不可解な人事が行われているので質問させていただきます。

ある職員とは、以前、私が一般質問で取り上げた固定資産税の徴収ミスを内部告発し、人事評価では根拠となる理由の説明もなく、一方的にゼロ点にされるというパワハラ行為を受けた職員のことで、人事評価のゼロ点の根拠となる理由については、私がこれまで議会場で何度も交わしましたが、結局明らかにしていません。

その職員は、以前から短期で異動させられる仕打ちを受け、昨年4月に本庁から田布施・平生水道企業団に配置転換されています。業務に忠実な彼は、1年目ながらも、総務課や財政課での経験があるので、水道企業団でどういう会計処理がなされているか、しっかりチェックしています。ここでも水道企業団の長年にわたる公金の不正支出を発見・是正し、不適切な会計処理も指摘して改善につながながらも、またもや1年で異動させられています。私も、その証拠資料は見ております。しかも、異動先は企画財政課の町史編さん室といいます、室とは名ばかりで室長はいなく、異例とも言われる職員配置が一人の部署です。しかも、他の職員とは接触できない企画財政課とは別棟の個室をあてがわれ、私も職場を訪問しましたが、言わば独居房に閉じ込められている状態にあるといっているよ

うな感じでした。

そこで、次の諸点について質問します。

1つ目、6月1日に施行された改正労働施策総合推進法、いわゆるパワハラ防止法やSDGs（持続可能な開発目標）、世界人権宣言等にうたってあることを町役場が真摯に受け止め、人事をつかさどる最高責任者である町長に公正・公平な人事とは何かをお聞かせ願いたい。

2つ目に、この職員は3年で4つの部署に異動させられており、しかも異動ごとに全く違う業務を担当させられています。そういった職員は過去に例がありますか。また、10年も異動しない職員がいる一方、なぜ、特定の職員を狙い打ちするかのように、毎年このように異動させる必要があるのですか。1に挙げたそれらの法等に照らせば、今回の異動は人事権の濫用であり、公正・公平な人事とは言えないと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目、前回の町史編さん始めるには、準備段階から2人体制をとっていました。しかも、そのうちの1人は高校教師歴や大学図書館勤務歴がある歴史に詳しい、町史を作るリーダーにふさわしい人を招聘し、嘱託職員として、最終的には室長を任せています。しかし、今回そのような人物も招聘せず、しかも一人部屋にしたのは、改正労働施策総合推進法、いわゆるパワハラ防止法に照らせば、その職員を孤立させるためのパワハラ行為としか思いませんが、いかがでしょうか。

次に、質問事項の2は、休校後の対応はです。答弁は、東町長と鳥枝教育長にお願いします。

2月末以来、コロナウイルスの感染防止のためにいろんな活動の自粛要請があつて、3月からは学校の休校措置もとられましたが、町を挙げての官民一体となった取り組みに、どうにか町内に一人の感染者もなく6月を迎えることになりました。小中学校ともに、やっと子供たちが待ちに待った学校が再開されることになりました。

しかし、3月からの休校措置が解除され、本格的な授業が始まったといえども、まだまだ予断は許さず、コロナウイルス感染防止策は当分続けなければなりません。これまでに経験していなかった休校措置なので、学校現場では、感染防止策と授業の両立はとか、児童生徒の健康管理はなどなど、大変なのはこれからです。

今回の休校措置で、私が一番に懸念するのが、経済的な格差が学力的な格差の拡大につながるかという点です。休校の期間中は、学校から児童生徒には課題が出され、登校日ごとに先生がチェックしては、次の課題を与えてきたはず。学習支援が必要な児童生徒には、きめ細かな個人指導も行うとしていたはず。しかし、経済的に恵まれている児童生徒は、休校期間中には塾に通ったり家庭教師を頼んだりして授業内容の定着が図れたかもしれませんが、経済的な理由や家庭の事情によりそれができなかった児童生徒は、学力的な格差が生じはしないかと懸念しています。文部省が示すQ&AのAを見ると、休業中も家庭学習の評価では特例を設け、校長判断で再度指導しなくてもよいという回答がなされています。校長判断で一部の児童生徒が足切りにされないかと懸念しています。

また、休校期間中には、こんな運動ができて体力の保持が図れるとの例示があったようですが、それが実際にできていたかはチェックできていませんから、学校再開後、個々の差が出てきそうです。早急に体力回復できるとは思いますが、3密を避ける等のウイルス感染防止策に配慮しながら、体力保持のための体育活動や部活動の指導が必要となってくるはず。です。

秋には、どこの学校も運動会があります。これまで、熱中症対策を講じて運営してきていましたが、今年度はそれにウイルス感染防止策が加わってきます。行うにしても、3密が避けられない子供が主役の応援合戦や騎馬戦はどうなるんだろうかと、まだ先のことながら、一人、気をもんでいます。

今回の休校中の児童クラブのお弁当サポート支援について、希望者が登録数の半分に満たないのには正直驚いています。今後、夏休み中にも支援されると思いますが、親の負担が少しでも軽くなるよう、親が作る弁当や給食の献立を参考にしながら、子供のニーズに合った弁当を提供できないかと思っています。そこで、次の諸点について質問いたします。

1つ目、3月の休校期間中の授業内容は全て定着しているとみなし、再度指導はしないのですか。

2つ目、年度をまたいだ休校期間中、学習支援が必要な児童生徒にはきめ細かい個別指導はできていましたか。

3つ目、今後、休校期間中の家庭学習の評価は、学力格差が拡大しないような校長判断を望みます。

4つ目、運動会をどうするのかを今決めるのは早計かもしれませんが、今の段階で8月中のいろんな大会が中止されたことを念頭に判断はできませんか。

5つ目、夏休み期間中の児童クラブのお弁当サポート支援について、できるだけ多くの世帯が希望するような献立や栄養のバランス、量等、子供のニーズに近づけられませんか。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

人事について、3点の御質問をいただいておりますが、具体的な個々の人事については、議会の場で具体的な答弁するということはできませんので、その辺はお含みおきいただきたいと思います。

まず、1点目、2点目として、公平・公正な人事とはとのお尋ねでございます。

人事異動は、職員の能力向上・人材育成の面と、組織の活性化や組織の課題解決等を考慮して実施しております。現状の組織の状況を考慮するとともに、今後の組織の課題や職員の退職・採用、職員の職位の状況、職員個々の健康状態や人間関係など総合的に配慮しながら、毎年、人事を作成しております。

お尋ねの改正労働施策総合推進法、SDGs、世界人権宣言等の趣旨は真摯に受け止めておりますし、これまでもそうしたことに配慮しながら人事を行ってきたつもりでございます。

職員の人事異動の期間は、若手職員につきましては、特に短期間で多くの職場を経験したいという思いがございますが、昔に比べ、役所の業務も地方分権や地方創生など、国や県全体の問題解決の動き等の影響を受け、時代の流れは速く、業務は年々増え、さらに自治体の特徴を出す必要があるなど、職員の人材育成と組織の活性化を考慮いたしますと、どうしても毎年異動している職員もございまして、10年、またそれ以上に在籍するという職員もおられることも事実でございます。人事異動の期間には、現在ではばらつきが出てきている現状でございます。

また、毎年1月に職員の健康状態や人事異動に関する希望、そして現在の職務や業務向上のための提言や上司への希望・意見や今後の経験・従事したい職務等を考慮した自己申告書を提出してもらい、こうした申告書も考慮しながら全体として人事を行っております。

これらの多くのことを考慮しながら、毎年、人事異動を行っておりますが、結果的に全職員が満足できる人事異動というのは難しいというふうに考えております。

3点目で町史編さん事業についてでございます。

本町では、平成2年度に町史を発刊以来、既に30年が経過をいたしております。30年間、特に近代史の追加も必要でございますし、本町の場合、特に国営圃場整備を推進しております関係で、県内でも特に多くの埋文発掘調査を、ここ数年行ってきた貴重な文化財の発掘も進んできているところでございます。こうしたことから、町史の編さんを次代につないでいくことは大切な町の課題として認識をしていたところでございます。

今回、町史編さんに向けた準備段階として、まず、前回30年前になってしまいますけれども、編さん事業がどのように行われ、関係資料がどうなっているのか、関係された方もお亡くなりになったり、当時の職員も退職して、今おりません。こうした当時のことが全く分からない状況であることから、そうしたことを確認しておくことが、今後の町史編さんのためにも必要となつてまいります。このため、この4月に担当職員を1名配置したものでございます。

私の記憶でございますが、前回のこういった作業、編さんも、どうしても資料の収集、編さん等に関係しますと、多くの資料を集め整備をしていくというスペース的な問題もございまして、この手狭な本庁内に対応するというのは限界があつて、前回もそういったことから別室で対応しておつたと

いうふうに思っております。

担当職員は4月に異動いたしましたから、前回の30年前の編さん事業がどういったことか、内容を整理をしてくれました。どうした作業があったのか、また経費名、資料収集、編さん体制などに関するものを整理いたしまして、資料として担当課長に既に報告をいたしております。

同時に、前回、もう既に退職をしておりますけれども、編さんに当たった当時の中心職員に伺いまして、具体的な聞き取りを行って、今後、この町史編さんを行うためにどういったことが必要かということを知り、整理をして、今後こうしたらよいのではというアドバイスも受けております。

その他にも、県内外の他市町で最近行われた町史等の編さんの状況を問い合わせまして、その各市町の経費や体制、特徴を詳しく整理をしていただいております。こういった町史等の編さんいろいろなタイプがございますので、こういった方向で整理をしていくかというのが大きな問題でございますが、その辺につきましても具体的に資料を、問い合わせで作っていただいております。

私も昨日、そうした報告を担当職員から受けたばかりでございまして、私の思い、これからこういうふうに進めてほしいんだがという思いは具体的にお話をいたしまして、今後、専門的な知識を持った方の招聘、また、これまで編さんに関わってくださった方にお話を聞きながら体制をつくっていかうということにいたしております。

いずれにいたしましても、前回と同じものを作るかというのも大きな問題でございます。結局、前は全くない状態から、もう古代史から近代史まで全部の風土、環境、産業、生活、全てのものを収集しなければならないということでございましたので、各地域の専門的な方含めて、やっぱり体制を十分整えて資料を集めるということが必要でございました。そういったものは、今、一段落して町史としてまとまっておりますので、今後必要なものは、その30年後、平成初期からの30年でございますので、町史編さんの関わっていく人材等も少し変わってくるのではないかなと思います。

しかしながら、埋文の件につきましては、県の埋文センター等の専門的な方の御意見もお伺いをして進めていかなければならないというふうに思っております。そうした、前回とは少し違う面もございますので、とりあえず前回の内容を確認して、どういったスタートを切るのかというのを進めていくのが今年度の作業として具体的に方向が決まりましたら、また委託費なり調査費等が必要になってまいりますので、議会にも御相談しながら、こういった方向にするのか、大きく経費が変わってまいりますので、御相談しながら作っていきたいと考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） それでは、2点目の休校後の対応につきましては、質問の順に沿い、私のほうから先にお答えをいたします。

まず、3月の休校期間中における家庭での学習は、休校前までに学校で学習した内容の確認・定着に関わる課題が中心であったと承知しております。したがって、3月末までに実施予定であった未学習の内容につきましては、各学校の実情に応じて、本年度の指導計画に加えて指導することが考えられます。

次に、休校期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって学習に著しい遅れが生じることをないよう、学校では児童生徒の実態に応じてプリントなどの教材を届けたり、NHK等のテレビ放送を活用した学習を勧めたりして、可能な限り、家庭における学習を適切に課してまいりました。

また、学校ごとに設定された登校日には、児童生徒一人一人の課題への取り組み状況などを確認、評価したり、学習内容や方法について質問を受けたりするなど、個別の指導・支援にも取り組んできたところであります。

次に、議員紹介のありました特例的な措置として、学校が課した家庭学習の内容が、教科等の指導計画に適切に位置づくものであり、かつ、教師が家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握し確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が

判断した場合については、再開後に学校における対面指導で取り扱わないこととすることができるとされております。

しかしながら、現実的には、家庭学習の状況や成果を適切に評価することは困難であると考えられますことから、夏季休業等を短縮し、学校における授業時間を十分に確保して、適正に学習評価をすることが必要であると考えております。

次に、運動会等の学校行事につきましては、今後の地域の感染状況等も勘案し、行事の意義や必要性を確認しつつ、感染防止対策等の観点から、開催時期や内容を見直したり、工夫したりする必要があります。今後、各学校の実態を踏まえ、保護者や地域とも連携を図られ、適切に検討されるものだと考えております。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、最後になりますけれども、児童クラブのお弁当サポート支援事業についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、町内小中学校が臨時休校となり、やむを得ず児童クラブに預ける独り親世帯や共働き世帯の負担軽減を図るために、給食費相当の負担での弁当のサービスを実施いたしました。

今回の実施は5月13日から5月20日までの8日間で、町内の5事業者に輪番で提供をお願いいたしました。時間もない中、急遽のお願いでもございましたが、事業者の間で弁当のメインのおかずが同じにならないようにとか、連携をして協力をしていただきました。親の負担軽減と飲食業の新たな弁当事業の創設という2つの目的でこの事業を開始いたしました。町の新たな事業として、利用者や提供者の双方から受け入れられたと思っております。

議員御指摘のとおり、対象が1年生から6年生までということで非常に幅広い、体格も違うといったことで、同じニーズで同じものを提供するというのは非常に難しかったというように聞いております。

期間もございませんでしたけれども、これを踏まえまして、先日、今回協力していただいた業者に集まっていただき、今後、夏休み等に向けた対応を協議していただいたところでございます。今後、できるだけ多くの世帯に利用していただくためにも、献立等を工夫して実施していきたいと考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 初めのほうの質問に関して再質問いたします。

個人のことはいい、特異なケースということではなく、人事行政全てに関わることなので、このたびの別室での人間関係からの切り離しというのが、改正労働施策総合推進法、この中に6つの類型の中の1つに入れてあるわけです。そうすると、今回の異動というのは、それに当てはまるんじゃないかと。だから、そういったのがまかり通るようであれば、ほかの職員に対してもそういったことが行われるようになるんじゃないかと、そういった懸念がありまして質問しました。

そういったことについてパワハラ行為と思うのかどうなのか、それについてお答えください。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 改正された法律の中で、御質問のようにパワハラということで報じられております。以前から、いろんなものはございましたけれども、今回、6月施行ということで改正がされておりますが、パワハラと一言で申しまして、定義づけが非常に難しかったんですけども、定義が具体的に明らかにされたという点では、非常に意味のある改正ではないかと思っております。

その中で、3つの要件全てを満たすものとして挙げられているのが、3点ありますけれども、優先的な関係を背景とした言動、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、労働者の就業関係が害されるものの、この全てに該当するものだというふうに定義を法律上されております。

そして、今おっしゃいますような人間関係からの切り離しということですが、これを法律の中では、人間関係の切り離しというのは、別室に隔離する、集団で無視する、他の従業員との接触・協力を禁止するなど、極めて悪質なものですよということが具体的に挙げられております。そうしたことから見ましても、先ほど答弁でも触れさせていただきましたけども、今、室としておりませんのは、まず、やるかどうか、どういった方向で進むのかというのを取りまとめるための準備室的なものでございますので、まだ室には設置をしておりますが、担当としてつけて、先ほど答弁で申し上げましたが、前回がどうであったのかというのを検証する必要があるからということで、まず資料を確認するという作業をしてもらって、来年どういった形でスタートを切るのかというのは、当然議会の皆様にもお話をして、これぐらいの経費がかかって、こういったものを作りますと。こういったものを作れば、経費は倍かかりますとか、いろんな点がございまして、そういった資料を集めるためにも、前回30年前がどうだったのか、資料がどの程度整理されているのか。

簡単に申し上げますと、前回携わった方がそれをつないでいくとすると、こうしたものがないんじゃないかという具体的なものが知りたいという思いがありましたので、それは今回の担当職員は全部几帳面に整理をして、県外、九州から、そういったところまで問い合わせをしてくれて、私も昨日ですが、なかなかコロナの関係で時間が取れなかったんですが、昨日1時間ぐらい、資料を出してくれましたので、私、目は通しておりましたけども、具体的に前の職員に聞いたところではこうでしたねということも、1時間ぐらい時間かけて聞かせていただきましたし、私から見れば、別室に隔離をするとか、人間関係を切り離すといったつもりは全くございませんし、そうした人事をやってきたつもりはございません。140人近くの職員が、それぞれやりがいを持って働いてくれるような仕事場にしたいという思いしかございません。

國本議員おっしゃるようなことが並びで言いますと出てきますけども、組織として、やはり一つの選択としてこういったことで進んでおりますので、それについては御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 今回、突如として町史編さん室というのが創設されたわけですが、町史というのは、今回のように30年たったら新たに編集しないといけないんでしょうか。近隣市町の発行状況を教えていただけますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ちょっと待ってください。

今、手元に資料が、どこ行ったんかわかりませんが、山口市も行われております。岩国も行われております。そのやり方が、資料を中心にもう一回資料を整理していくというタイプと、旧の徳地町のように切れたところからつないでいくと申しましょうか、追加型、それと全体的に見直すという再編整備型、それと継続して少し資料等もやっていきながらということで、3つのタイプに分かれるように聞いております。そういった資料も職員のほうが作ってくれましたので、また國本議員にもお見せをして参考にしていただけたらと思います。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） 改訂版にするか増補版にするか、それまでも決めていない段階で室を創設する。

私が調査したところによりますと、平生町は42年経過していますが、まだ作っておりません。上関町は32年経過しております。柳井市は36年経過しております。どこも30年たったからってというような感じで手をつけていないんですよ。つまり、急いでやらなくてもいい不急の事業じゃないかと思うんです。どうして田布施町は、他の市町に先駆けて、こういった時期に町史編さん事業に取り組まなければいけないのか。こういったのをやるとするならば事業費はかかりますよね。そういったのを考えながら、この編さん室というのを創設したんでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 近隣の市町はやられておりません。それは十分知っております。

しかし、私答弁で申し上げましたように今後つないでいくためには、やはり今やっておかないと、今後、30年すばっと抜けておりますので、その町史自体の意味がなくなっていくというふうに私は思います。最近のことも多うございますので、整理をしようと思えばできるのかも分かりませんが、それは昭和から平成に替わってくる段階の経済・社会の状況も含めて、私とすると町史というものを持っている限り、やはりそこを見直していかないといけないというふうに思っております。

最初作ります初刊本のように、全てから集めるということになりますと大変なものになってくるわけでございますけども、全部を見直すつもりは、私はございません。昨日、担当職員も、私の思いはこういうふうにやってみたいんだという思いを話をして、じゃあそういう方向で進めてみようかという段階でございます。それも、前回がどうだったのかというのを確認をしませんと、やはり前回は公文なり埋蔵文化なり、そういった特定の知識を持った方が多く集まって資料を集めながらということになりますので、例えば城南、麻郷、麻里府、田布施地区の社会経済情勢がどうだったんかというのを、お知りになっている方をまず集まっていただいて、そういった体制をつくるというのが必要かと思いますが、今は、私が思いますのは、埋文調査が、もう圃場整備が始まりまして10年近くたってきて、今、岩城山周辺の県内でも重要な埋蔵文化が出てくるところの発掘というのはほとんど終わっております。あと吉井地区とか、何か所か残っておりますけども、そういったものが県の埋蔵文化センターのほうに持って帰られて、なかなか町のほうに残っていないということも聞いておりますので、この段階で発掘に関係された方も実際におられるときに、埋蔵文化については特に別冊で整理をしてみたいなという気持ちがあって、ほかの市町村はそういった事業をやっておられませんので、田布施町はそういった埋蔵文化が非常に多いところでございますので、特にそういう必要性があるというものは、私は前の長信さんから聞いておりましたので、そういったことをずっと思っておりましたので、そういった準備を進めるということを始めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 國本議員。

○議員（3番 國本 悦郎議員） そういったようなことがあるのであれば、財源をきちんと確保して、その裏付けのもとに事業に踏み切ったということであればいいんですが、それなしにそういったことを進めるというのはどうなのかなというふうに思います。財源の裏付けのない事業に踏み切ったということであれば、会社の社長なら失格です。町長はあえて、それをしようとするんですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃるとおりでございますが、ある町では、広島のは坂町ですか、1億円以上かけて作られております。それも確かにそうでしょうが、山口市は——持っておりますが——何十ページかぐらいに資料をまとめて、あまり経費もかけておられません。その作り方には、いろいろ方法があると思います。ですから、私が思う形で、どれだけ経費がかかるのかというのを算出はいたしておりますが、やはり見直すのであれば、全部見直せばということになれば、非常に多額の何千万円という経費がかかることも事実でございます。しかし、その方向性が決まりませんと、議会の方へ御相談できる状態になっておりませんので、今後整理を進めまして、9月補正で、一部どういう経費がかかるんかという調査に関する委託を、こちらの準備が整いましたら、9月議会で、多額ではございませんが、50万円程度の補正をしていただいて、事業費としてどれぐらいかかるんかというのを outsourcing させていただいて、12月までには、その方向性を……。

○議長（瀬石 公夫議員） ちょっと時間が来ちよるから、國本さんも最後に何かあろうから……。

○町長（東 浩二君） はい。出して、2年度に準備をして、3年度から事業をどうするかというのを決めたいと考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上ですが……。

○議員（３番 國本 悦郎議員） 時間が来ましたので、以上で終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、暫時休憩。１１時３０分まで、ちょっと休憩いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前１１時２０分休憩

.....

午前１１時３０分再開

○議長（瀬石 公夫議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、穴井謙次議員、お願いいたします。

○議員（９番 穴井 謙次議員） それでは、通告に従いまして２問ほど、私のほうから質問をさせていただきます。周りが急に静かになったような気がして、ちょっと気をそがれているところはあるんですけども。

それでは、感染症対応はということで質問をさせていただきます。答弁者は町長のほうにお願いいたします。

新型コロナウイルス対策としての緊急事態宣言が、５月２５日、全国で解除されました。４月７日より４９日間に及んだが、その取り組みと成果は、世界から「日本の感染症への対応は世界において卓越した模範である」と評価され、日本人のすばらしさを改めて感じ、私も誇らしく思っているところでございます。

田布施町においても、２月２５日、新型コロナウイルス対策本部を設置され、以来１７回とありますが、に及ぶ会議と対策を実践されて町民の安心と安全を支えてこられ、また、さらに現在、町独自の支援策を講じ取り組んでいただいているところでございます。

また、自粛要請に応えての町民の協力と努力に、改めて感謝したいと思っております。

しかし、既に感染の第２波が足元に押し寄せてきている状況にあり、決して気を緩めることはできないところであります。「ウイルスとの共存」「新たな日常へ」、長期戦は行政の強いリーダーシップが求められていると思います。そこでお尋ねを申し上げます。

第１番目に、第２波、第３波の到来に備えて、町として、さらなる感染防止への取り組み、追加支援策をどのようにお考えでございましょうか。

２番目に、梅雨、台風時期を控え、避難所での感染防止対策、見直しはどのようにになっているか、以上お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず１点目は、新型コロナウイルスに関する第２波、第３波の到来に備えての取り組み及び追加支援策についてでございます。

政府は、５月１４日に山口県を含む３９県の緊急事態措置を解除し、５月２５日に全国的に緊急事態宣言を解除いたしました。

田布施町では、５月１９日から、感染予防対策を十分に講じた公共施設から利用再開をし、利用条件を付して利用許可をいたしております。

国も、「新しい生活様式」の定着等を緩和しつつ、地域の感染状況や感染拡大リスク等についての評価をしながら、外出の自粛、イベント等の催物の開催制限、施設の使用制限の要請等について、７月３１日までの約２か月間を移行期間として段階的に緩和することとなっております。

次に、感染の到来を見据えて、職員の分散執務も段階的に解除し、分散化で使用した会議室のネットワーク等について、当面そのままの状態といたしております。そして、国や県、近隣自治体の情報も収集しながら、今後対応していきたいと考えております。

また、今後の追加支援策は、国の第２次補正予算の活用を検討しており、具体的な施策については、

地方創生臨時交付金制度の内容等を精査し、町民の皆様や事業者の方々の声をできるだけ反映できるよう、議員の皆様と一緒に、町独自の施策、第二弾を検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目として、避難所の感染予防対策についてでございますが、基本的には避難所における密集を避けることと、基本的な感染症対策の徹底でございます。

密集を避けるためには、可能な限り多くの避難所を開設したり、安全な親戚や知人宅への避難や開設所のレイアウトの見直しでございます。

避難所の収容人数は、通常の約4分の1として、今は考えております。1次避難所5か所の収容人数を通常の280人から72人に減員することで考えておりまして、西日本豪雨以来の本町の避難実績を見ましても、この収容人員で当面は対応できるものと判断はいたしております。さらに、安全な場所にある親戚や知人宅への避難についても検討してもらうよう、5月21日の全戸配布チラシや6月の町広報で周知を行っております。

また、1次避難所での対応が難しくなったときや、特に田布施川の氾濫に備えて、多くの2次避難所の中でもスポーツセンターと田布施農工高校を今後は積極的に使用していくこととしておりますし、住民の方へも周知をしていきたいと考えております。

次に、基本的な感染症対策の徹底は、手洗い、マスク等の基本的な対策の徹底や、十分な換気の実施や発熱等の症状が出た際のための専用スペースの確保、共用部分の消毒等でございます。

また、避難された方には、避難所に到着された時点で健康状態セルフチェックカードに記載してもらい、健康状態の確認を行うとともに、発熱者等のための専用スペース等の確保を行うようにしております。

また、避難所に基本的な感染症対策などの掲示物の掲示を行い、避難された方に周知徹底するように考えております。

これらの対策を、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルとして新たに整理し、関係課や避難所の責任者との協議を重ねており、避難所開設時にきちんと対応できるように、さらに準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。

今日はいろいろと町で御苦労くださって、町民には感染者は一人もないということで、大変喜ばしいことであると思わせていただいております。

それで、第2波、3波に備えての追加支援ということで、現在、特別定額給付金10万円がほとんど配付されているわけですが、これは実際、田布施町としてどれくらいの割合でもう配布は終わっているのでしょうか。もし分かれば。

○議長（瀬石 公夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 特別定額給付金につきましては、現在、約9割の方が申請をされております。あと1割ぐらいを残しているところでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。本当に皆さんが助かっておるというふうに感じております。そこに、やっぱり介護でお年寄りがおられるところ等はですね、またいろんな買い物に行くとか、いろんなことが今までできておったのができなくなった、それをいろんな業者の方に頼むとかいうことですね、思わぬ出費があると、そういうことにも使われているというような話も聞かせていただいております。そういうことで、皆さん、助かっているなというふうに思っております。

と同時に、実はこの定額給付金は、国としては、基準日が4月27日において住民基本台帳に記録されている者というふうになっております。それで、町として、要するに28日以降に生まれた赤ち

やんですね、そういう方にこの助成を広げていただけないかと。コロナの不安の中で頑張るお母さん、家族のために、それからまた国、町に大切な子供さんであるわけで、このコロナに対してもそろって頑張っていこうという意味合いでも、この給付金を、27日という枠を外して広げられないかということでお尋ねしたいんですが。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） そうした方へ、町の社会福祉協議会が、今回対象にならない、おっしゃるようにですね、生まれてくる子供のために1万円追加で、社会福祉協議会として、子育て支援策として今年度に限り1万円を給付するということは聞いております。

また、今後もしですね、町といたしましては、そうしたこと、そして今後の2次補正の内容等を考えながら、支援策をどうしていくのかというのは考えていきたいというふうに考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。ぜひ、新しい命、生まれてきた子供に、町としても、また支援していただけたらというふうに思っております。

それとさらに、がんばる学生応援事業でございます「ふるさとたぶせ便」ですが、この間もちょっと問い合わせいたしましたけども、いわゆる特別警戒都道府県に指定された13の県ということで、名目上なっているけども、実際に山口大学とか広島大学とか近隣の大学に行っている学生もおるわけでございまして、そういうところにも幅を広げて支援をしていただくことはできないでしょうか、お尋ねします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 前回の全協でございましたが、お答えをいたしました、今行っておりますのは、5月にゴールデンウィークを迎える前に特定警戒区域として指定された13都道府県の学生ということで、明らかに感染のリスクも違いますし、こちらのほうに帰ってこれないという方も多いということで始めた事業でございます。

今は、御承知のように全国的に解除されておりますので、今どう見るのかといたら、今やっておりますものはピントにも合っておりませんが、それほどコロナの影響がどんどん変わってくるということで、また同じことになってしまうかもわかりませんが。今後、学生の支援なりですね、そういったものというのは、たくさんお礼状も届いておりますし、ふるさとからの支援というのは、学生にしてみれば、非常にありがたいというふうに多くのお手紙も見ておりますので、また今後、検討させていただきます。

議会とも相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） よろしく願いいたします。

それから、支援事業の中でプレミアム付商品券の発行を、いわゆる飲食業、それから小売業ということで計画しておられますけども、これは具体的に何月に発行をされる予定で計画しておりますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 今現在、町の職員のほうでですね、要領・要綱等中身について検討しております。それについて、先般、委託先であります商工会とも協議をしております。現在、コロナの影響の中で、今までは商工会のほうに集まっておりますので、そちらで配付しておったということもありますが、コロナの影響で、今回は郵送のほうで抽選をしてプレミアム商品券を発行したらというふうに今は考えておりますが、まだ具体的には、まだ先には進んでいない状況ですが、その方向で進みたいというふうに考えております。

そんなことも鑑みて、当然住民にも周知、また賛同されます業者の方の周知というのを踏まえ、今の予定でいきますと9月から一応発行にしたいというふうには、今のところ考えております。となりますと、8月ぐらいには抽選をして、整理券を配りまして配付といった形の中で進めていき

いというふうに考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（９番 穴井 謙次議員） 特にですね、いろんな支援金というか給付金があるわけですけども、特にいろいろ今言われていることが、やっぱりスピード感、それから公平性、それともう一つ、やっぱり一番取り組んでいただきたいのは、いわゆる地元に循環性といいますか、地元で使っていただけ、そして地元にも還元してくるという、こういうことを特に念頭に置かれていろいろと対応していただければ、より有効に町の施策が町の活性化につながってくるんじゃないかというふうに思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、ふるさと納税を利用した田布施町コロナ助け合い寄附募集ということが今、出ておりますけども、基本的な概念として、ふるさと納税ということになると、自分の思うところを助けるというイメージが強かったと思うんですが、これは地元町民が田布施町に、いわゆるふるさと納税というか、今回のコロナ対策ということで寄附ができるということを周知して、そういうことを、より住民に伝えていったほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） ふるさと納税の寄附の件なんですけど、住民に、より周知ということでございます。

各公共機関に、役場、また公民館、スポーツセンター、郷土館とか地域交流館等々にも備え付けさせていただいてもおりますし、またホームページにも、その辺りの周知もさせていただいて、６月号の広報にも出させて、周知に取り組んでいるところでございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（９番 穴井 謙次議員） ひとつ、皆さんの真心というのが、本当に町民一人一人に、また行き渡るように一段の努力をお願いしたいと思います。

それから、避難所での感染防止対策の見直しは万全かということでございますが、一応ですね、避難所での３密を避けるために１人当たり４平米の面積を確保しなさいということを国が、先ほど町長の答弁にもございましたように収容人員は約４分の１になるというふうに御返答いただいたと思うんですが、それと多くの避難所を開設する必要ということもちょっと触れられましたですけども、先ほどの７２人という御発言があったと思って。これ、もう一度、その７２人というのは何だったんですかね。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務課長。

○総務課長（亀田 典志君） いつも１次避難所として開設する場所、５か所ございます。城南公民館、それから西田布施公民館、東田布施公民館、麻郷公民館、それから田布施南地域防災センター。これの収容人員が、通常であれば２８０名でございます。で、おのこの収容人員に対して約４分の１ということで計算しまして、５つの避難所開設したものが、一応７２ということで試算しております。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（９番 穴井 謙次議員） ということで、結局７２人、この数で田布施町、避難を要する方に対しては、一応まず大丈夫だろうというふうに町としては踏んでおられるということでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務課長。

○総務課長（亀田 典志君） 先ほど町長からも答弁いたしましたけど、一昨年の西日本豪雨以降の避難者の数等もチェックさせていただいて、今の７２名の収容人員で対応できるというふうに判断しております。

先ほどの答弁の中にも入っておりますけど、皆さんが自分の親戚や自宅も含めて安全であるという場合には、そういったところにとどまってほしいということも一緒に広報等させていただいております。

○議員（９番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。

それと、感染症防止対策として消毒液、マスク、それから先ほどの体温測定器とか、それから特に言われているのが床での飛沫の感染ということもまた言われておるんで、いわゆるその間仕切りを段ボール用ベッドとか一般に言われていますけども、そういうような器材の準備はどのように準備なされているか、ちょっとお尋ねします。

○議長（瀬石 公夫議員） 亀田総務課長。

○総務課長（亀田 典志君） 前回の補正で、一応100万円程度の避難所用のグッズを購入したいということで入れております。

それにつきましては、避難所用に半畳、1畳の半分のマットを購入したいということで、今204枚の半畳のマットを購入しております。それから、段ボールベッドにつきましても各避難所に5セット、こういったものがあるんよというぐらいの見本でしかないかもしれませんが、そういったものも購入して各公民館には配置、1次避難所には配置しております。

半畳のマットにつきましては、大体公民館のところについては和室等を中心に使いますんで、先ほど答弁にもありましたけど田布施農高とかスポーツセンターは、もう下は板張りですんで、そういったところへ災害用の敷きマット、プラスそういった半畳のマットをやって配置していきたいなというふうに考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。

これから、町としても防災フェスタを計画されると思いますが、感染症対策も含めて、そういう訓練をともにやっていけたらというふうに思ってますんで、よろしくお願いいたします。

時間があれですので、次の質問に移らせていただきます。

感染防止と学びの両立はということで質問をさせていただきます。答弁者は教育長、お願いいたします。

約3か月にわたる長期休校を経て、やっと学校が再開されました。子供たちの心のケアはもちろんのこと、学校での感染防止と遅れた学習をどう取り戻すか、対応が求められているところでございます。また、繰り返される休校による子供たちの学習を止めることなく学びが保障できるようにオンライン授業の環境の導入も急がれるところでございます。令和5年度までを前倒して本年度中に整備するという事はもうお聞かせいただいているわけですが、下記の4つのこととお伺いいたします。

学校での心のケアと感染防止対策はどのように取り組まれているか。

2つ目に、夏休み、冬休みも含めて休日の短縮は。これはネットでも出ておりますんであれでございますけども、一応。

それから3番目に、運動会、文化祭、行事等はどのようにお考えか。

4番目に、ICT教育導入前倒しと取り組みはということで、家庭ネット環境調査結果はどのようなになったかということ。光ファイバー網の整備事業とのリンクは可能か。端末機の家庭への配付はいつ頃を目指しているか。国は通信料負担を自治体に求めているが、町はどのように対応をお考えでしょうか。導入への家庭へのバックアップ体制はということで、先ほどのものとかぶるところもありますけども、一応、御答弁をお願いします。

○議長（瀬石 公夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） それでは、感染症防止と学びの両立につきまして、まず、学校での心のケアと感染防止対策についてお答えをいたします。

学校の臨時休校中におきましては、学級担任が中心となって家庭訪問を実施したり、登校日におきましては、必要に応じて教育相談や個別の面談を実施するなど、気になる児童生徒の家庭での生活の様子や心身の健康の状況等の把握に努めてきたところであります。

学校再開後におきましても、児童生徒の中には新型コロナウイルス感染症に起因する様々な不安や悩み

を抱くなど、心理的なストレスを抱えている子供も存在すると考えられますことから、学級担任や養護教諭等が、きめ細かな健康観察を実施して児童生徒の心身の健康状態を的確に把握するとともに、必要に応じて健康相談を実施したり、スクールカウンセラーによる支援を行ったりして適切に対応してまいります。

また、感染症防止対策につきましては、各学校ごとに作成しております感染予防対策ガイドラインのマニュアルに基づき、全校体制で感染症防止に取り組んでおります。具体的には、登校及び始業時に健康観察を行い、家庭での毎朝の検温の状況や風邪症状の有無などについて確認するなど、丁寧に健康状況を把握しております。また、手洗いや手指消毒、マスクの着用などの指導を徹底しております。さらに、換気や座席間の距離に配慮して活動するなど、特に感染防止の「3つの密」が重なる場を避けることを基本に防止対策を実施しているところであります。

次に、長期休業期間の短縮につきましては、これまでの臨時休校中の授業時間を確保するために、夏休みに当たる夏季休業期間を、8月の8日から8月の23日までの16日間に短縮することといたしました。なお、冬休み等の短縮につきましては現時点では考えておりませんが、今後の状況によっては検討する必要があるかと思えます。

次に、運動会、文化祭等の学校行事につきましては、先ほどもお答えしましたように、感染防止対策や授業時間の確保等の観点から、開催時期や内容を見直し、工夫する必要があると、今後、各学校の実態を踏まえ、保護者や地域とも連携を図られ、検討されるものだと考えております。

次に、ICTの導入に関する幾つかの質問にお答えをいたします。

まず、家庭のICT環境調査につきましては、先ほどお答えいたしましたように、家庭における通信端末機器の保有等のICT環境について、各学校を通じて調査を実施し、現在、取りまとめをしている段階にあります。今後、この結果を踏まえ、ICTを活用した家庭学習の在り方等について検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 教育長さん、ちょっと、これ終わるまで。

どうも、お願いします。

○教育長（鳥枝 浩二君） 大変失礼いたしました。

家庭のICTの環境調査等につきましては、現在、取りまとめをしている段階でありまして、今後、この結果を踏まえて、ICTを活用した家庭学習の在り方等について検討してまいりたいと考えております。

次に、町が進める光ファイバー網の整備事業とのリンクにつきましては、来年度中には町内のほぼ全域に光ファイバー網が整備される計画となっております。これにより、町内のほとんどの世帯において高速通信を利用することが可能となりますが、利用に当たっては通信費をそれぞれが負担する必要があります。

次に、各家庭へのタブレット端末の貸出し等につきましては、先ほどもお答えしましたように、現時点では学校の臨時休校等の緊急時以外には貸出しをすることは考えておりません。また、通信料の負担につきましては、今後の課題であると考えております。

最後に、学校休業等により、タブレット端末等を貸出し、家庭での接続や操作方法等の支援の必要が生じた場合には、国の補助事業の活用等も視野に入れて、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井議員。

○議員（9番 穴井 謙次議員） ありがとうございます。

教育として子供たちの心のケアということで、非常にきめ細かな、家庭訪問とかいろいろな指導が行われているということをお聞きいたしまして安心しているところでございますが、より一層、子供たちの長期の休みにおける生活のリズムが乱れていたり、特にゲームを見るとかいうので体力の衰え、

特に目を悪くするとかいう具体的な問題もあると思ひまして、そういうところの子供たち、よく気をつけてやってあげてほしいというふうに思ひさせていただきます。

それから、学校行事の件でございますけども、先ほどの御答弁にもございましたけども、ぜひ、何もかにも消滅ということではなくて、時期を見てというお話もございましたけども、調整ができるものは調整をしていくということ。特に、子供たちの意見もしっかり聞いていただいて、地域、それと保護者と先生方、それで皆でよく話し合いをいただいて進めていっていただけたらというふうに思ひさせていただきます。

それから、もう具体的な質問の御返答をいただいたので、私から最後に、このＩＣＴが学校で今言われておりますけども、これは田布施町もやっと光が満足に設置されてくると。国と、いろいろな大きな予算を使って整備されてくるわけでございますが、これをチャンスとして、このネット環境を生かして、今後、町の活性化につなげていくということを、ひとつ、町の施策の中に検討していただきたいと思います。

例えば、今回もステイホームということで、お年寄りも、要するに体がひどく悪くなる、外へ行かない。また、会話ができないということで痴呆が進むとか、そういうこともあるわけで。そういうので、いわゆるオンラインチャットというような言葉にもありますけども、こういうものを利用してどんどん介護とか見守りとか、そういうのに利用していただくということ。また、健康体操もオンラインでやっていくとか、そういうような広がりとか、そういうこともまた取り組んでいただけたら。

そして、まだケーブルテレビは田布施にないんですけども、こういうネット環境を大いに活用して、町の情報を皆さん方に伝えていく。それからまた、こういう行政の情報、議会の情報とか、いろんなことを広くこの機会に、そういう国の大きな予算を利用して関連にたっていくように、町の活性化に向けていくということをまた取り組んでいただけたらというふうに思ひます。

そういうことで、私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。よろしくお願ひします。

○議長（瀬石 公夫議員） 穴井謙次議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（瀬石 公夫議員） ここで、昼休みといたしたいと思ひます。再開を１時３０分とします。どうもよろしくお願ひいたします。以上です。

午後０時０６分休憩

.....

午後１時３０分再開

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、西本篤史議員。

○議員（１番 西本 篤史議員） それでは、２問ほど、一問一答でお願いいたします。

最初に、子ども・子育て支援事業についてお尋ねいたします。

答弁者は東町長、よろしくお願ひいたします。

今年度、第２期子ども・子育て支援事業が出されました。将来の田布施町を担う子供たちを育てていくのは、我々、大人の使命です。複雑化する社会の環境の変化に対応していくことは、子育て世代の親も行政側も悩むところではないでしょうか。

２期目において、町独自の事業の充実とはどういったものですか。

他市では、子ども・子育てガイドブックなどを作り、子育ての悩みを解消しています。町でも作ってはどうか。

出生率を上げるための施策はありますか。奈義町を参考にしてみたいと思ひます。「子育てするなら田布施町」の看板を作ってはどうか。以前、視察に行きました九州佐賀県、このみやき町ですね。ここには大きな看板、「子育てするならみやき町」というような看板が出ておりました。

こういったものを田布施町にしてはどうでしょうかという質問をいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

第2期子ども・子育て支援事業計画につきましては、去る3月に、子ども・子育て支援に関わる方々の御協力の下、策定されたところでございます。

計画の背景として、核家族化による家族形態の変化や地域とのつながりが希薄になったことなどにより、子育てに対する支援や協力が受けにくい状況があり、議員おっしゃるように、複雑化する社会の中で子育てに悩む子育て世代の支えになるようなガイドブックの策定も検討したいと考えております。

この第2期の計画におきましても、国や県の補助事業、また町独自の事業と、本町の特色に即した施策を掲げておりますが、その中でも第2期計画の新規事業としては、子育てアプリの配信を予定しております。これは、ICTを活用した子育て支援策で、地域の子育て情報や母子保健手帳の記録をスマートフォンやタブレット端末で簡単にサポートできるものでございます。

また、妊娠期から幼少期のサポート情報を確実に提供するため、保健センターにおいて子育て支援マップを作成し配付しているところでございます。

子ども・子育て支援事業計画は、このほかにも、保健、福祉、教育、また、インフラの整備など、子ども・子育て支援という裾野の広い行政課題に対応すべく、様々な施策を掲げており、一つ一つの施策を充実させていく中で、本町で子供を産み育てる環境の構築が図られ、結果として出生率の向上につながるのではないかと考えております。

また、議員から看板の設置をしてはどうかという御提言でございますが、子ども・子育て支援に様々な形で関わる方々から、田布施町の子育て支援について統一したイメージが醸成されたと思われる状況になりましたら、その設置の手法等も関係者と協議して検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） ありがとうございます。

先日配られました子ども・子育て支援事業計画、これは概要版ですけども、この中で基本目標に、子育てを支える体制づくりということで、子育てを支援する事業の充実というのがあります。この中にアプリが載っておるんですけども、いわゆるスマホ、タブレット、これを活用して、子育て世代の方がアプリを利用して検索できる体制と思うんですけども、これは今年からやられるんですかね。

○議長（瀬石 公夫議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 今年の7月、リリースの予定であります。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） このアプリも大事なんですけども、他市では子育て支援ガイドブック、これを作っておるんですよね。県内も美祢市、近くでは柳井市、ここで今ガイドブックができております。これもタブレットでですね、こう、をめくったら内容がよく見える。柳井市を見たら柳井市内の公園とか、どこに何の公園があつてどういうふうに利用できるとか、あと病院とか地図とか、いろんなのが載っておるんですよね。見て、ちょっと問題なのが、就学前——小学校へ入るまでの支援のことがたくさん載っておるんですけども、小学校へ入ってから、いわゆる小学校、中学校、この辺の内容が全くないんですよね。子ども・子育てというのは就学前だけに限らず教育関係、これもですね、十分こういったガイドブックに載せるとすごい助かると思うんですよね。

その辺、町民福祉課が主にやられると思うんですけども——健康保険課ですか、ガイドブック作るのは。あと町民福祉課ですかね、それと一緒に思うんですけども——それと教育委員会が一緒になってタッグ組んで、両方使えるようなガイドブック、これを使ったらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 今、柳井市で作られているガイドブックと同じ業者でお話をさせていただいたんですけれども、本町の場合は１００とか２００部。だったら、そのガイドブックというのが広告収入で無料で作られているってということなんですけど。本町の場合、１００部、２００部程度では、広告業者がちょっと集まりそうにないということで、このたび見送ったんですけれども。もともと作っているのがボリューム的に少ないので、こういったガイドブックも作ろうかという話ではあったんですけれども、その業者と話がうまく、部数の関係でいかなかったのも、そのときにアプリの話もほかの業者からありまして、今年度、アプリのほうで始めてみようかということになっています。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（１番 西本 篤史議員） 今、業者の話が出たんですけれども、サイネックスという——周南市ですか——この業者が県内の各ガイドブック、作っておるんですよね。田布施町も２０１５年、「暮らしの便利帳」という、同じ会社で作っておるんですけれども、これも、それぞれ何部作ったか分かりませんが、新規に田布施町に入られた方に配ったりしておると思います。

こういったガイドブックは、特に子育て世代、初めてお子さんを育てられる方々に紙ベースでこういった手帳があれば、アプリ、どうしてもめくったりしてから見にくいところもありますんで、こういった紙ベースは、子供もそんなに産まれていない状況なんで、紙で作っても、部数的にはそんなに要なくて済むと思うんですよね。その代わり、一遍作ると５年使うとか、情報がちょっと古くなっちゃうんで、その辺アプリ使えば常時更新とか、そういうこともできると思うんですよね。それを紙ベースで作ってはどうかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 吉村健康保険課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 今までは紙ベースでしたので、情報がころころ変わるので、対応が更新がなかなか大変ということもありまして、このたびアプリということになりました。ですから、紙についても、ある程度——アプリ使えない人がおられますので——紙についても、今のものをもう少し改良を加えていきたいと思っています。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（１番 西本 篤史議員） あと、この子ども・子育て支援事業計画、今回５年ぶりですか、新しくつくられたんですけれども。午前中の一般質問で、子ども・子育て会議、これでたくさん議論されてこういった事業計画をつくったと言われたんですが、私も以前、子ども・子育て会議に出席しましたけれども、なかなか皆さん、意見言わないんですよね。ほとんど役場側の資料に基づいて、事後報告みたいな感じで。本当は皆さんのたくさんの意見を反映して、こういった事業計画すべきと思いますが、いかがですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 坂本町民福祉課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 議員おっしゃるように、たくさんの方の意見なり、そういった思いを集約したものが、この計画だろうというふうに認識しております。そのために、この計画をつくるときに子育て世帯に対してアンケートを取り、こういった需要があるかというのを拾い上げ、その中身をこちらの計画の中に反映をさせていただいているというふうに思っております。

ただ、今おっしゃられたように、やはり、その子ども・子育て会議の場でなかなか意見が出てこないということも事実ではあります。今回この新しい計画をつくるときに、いろんな委員さんの方からいろいろ意見をいただきました。この第１期と第２期の中で、最初に御提示した内容が、そんなに書きぶりが変わっていなかったところの御指摘もいただきました。昨年を見ると月の出生者数が１人の月もありました。そういった危機感を、行政の人は分かっているだろうけども、一般の町民の方まで共有できているのかと、その内容が反映されたものになっているのかという御指摘もありました。

そういったところも含めて、少し書きぶり、あと項目についてもインフラのほうまでテーマを広げて、そういったものを反映できるような形で作成したということと考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 出生率ですね。町の今後の先行きを見たときに、年間100人切った状態で、このままだと、本当、田布施町もすごい落ち込んでしまうのではないかと危機感を、私すごい感じております。

去年、岡山県の奈義町へ行って、なぎチャイルドルームですか、いろいろなところを見て回って。やっぱり辺地債を使って、そこらはいろいろ予算的にはあると思うんですけども、田布施町もそういったいろんな対策を講じないとどうなるんじゃないかと思っておりますけども、その辺、町長どうでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、出生率なり出生数っていうのは、日本自体がそういう傾向になっておりますが。少しでもですね、奈義町の町長さんともお話をしたことがあります、すごい前向きで元気のいい町長さんだなというふうに思いましたが、そういう長として引っ張っていくと申しましょうか、提言していく力も必要なかなと、町長さん見て勉強させてもらったところでございます。

やはり、財源が——こういうことを言ったら叱られるんですけども——やはり限られた財源の中で有効的に使っていくためには、教育なのか、子育てなのか、福祉なのか、その辺、特色をつけながらやっていくということにいたしておりますが。子育ては医療費含めて、私が町長になりましたときにそういう公約もしておりますので、これまでも2回、予算編成をいたしましたけども、できるだけ、今回のアプリもそうでございますが、積極的にやっていこうということでしておりますので、議会の皆さん、また関係者の方々の御意見もお伺いしながら、少しでもいい方向にポジティブになれるように頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 期待しておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

続きまして、第2問の、これからの教育方針について質問いたします。

答弁者は鳥枝教育長、よろしくお願いいたします。

今年、教育長が交代されました。田布施町は昔から「教育の町」と言われ、現在でも他市町の方、町民、教職員も認識しております。近年、小中学校では英語教育、プログラミング教育、ICT化など多種多様化しております。しかし、学力向上も大事ではありますが、本来の教育とは生きる力を養うべきではないでしょうか。コミュニティ・スクールをはじめ、地域・家庭・学校との連携を取り、環境教育、人権教育、スポーツ、伝統文化などトータルバランスの取れた指導がよいのではないのでしょうか。

これからの教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） これからの教育方針についてにお答えいたします。

少子高齢化の進展や、Society 5.0と言われる超スマート社会の到来、グローバル化の加速など、これからの複雑で予測が困難な時代を迎えるに当たっては、子供たちが社会の変化に対応しながら、主体的に未来を切り開く力を育成することが求められております。

このため、教育委員会といたしましては、これまでの本町教育のよき伝統をしっかりと継承しつつ、「笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」の実現を目指し、平成30年12月に策定いたしました田布施町教育振興計画、これに基づいて諸施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

また、この教育振興計画に示されております本町の教育目標であります「ふるさとに学び、ふるさとを愛する『たぶせっ子』の育成」、この育成に向けて、「知・徳・体の調和のとれた教育の推進」、「学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進」、「生涯を通じた学びの充実」、「豊かな学びを

支える教育環境の充実」、この4つの柱を取組方針に、様々な教育課題に的確に対応してまいりたいと考えております。

とりわけ学校教育におきましては、私は、子供たち一人一人が夢や志を持ち、多様な人々と協働しながら、主体的に自らの将来や社会を力強く切り開いていくことのできる生きる力を育むことが極めて重要であると考えております。

御案内のとおり、小学校では本年度から、中学校は来年度から、新しい学習指導要領がスタートいたしますが、この中でも生きる力を育むために、1つ目に、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力や人間性、2つ目に、実際の社会や生活で生きて働く知識や技能、そして3つ目に、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力など、社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、この3つの力をバランスよく育んでいくことが求められておりまして、議員御提案のように、トータルバランスの取れた指導が今後重要になると考えております。

併せて、時代の変化に対応して新たに取り組むべき流行に当たるものと、これからも変わらず重視すべき価値に当たる不易がありまして、この不易と流行のバランスを見極めながら対応していく必要があらうかと思っております。

また、子供たちの教育は、学校だけで行われるものではございません。子供たちの生きる力を育むためには、これまで以上に学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、社会全体で取り組むことが不可欠となってまいります。このため、コミュニティ・スクールの仕組みや機能を十分に生かしながら、学校と家庭や地域が目標や課題を共有しつつ、特色ある教育活動や地域活動を工夫・展開するなど、子供たちを地域で見守り、地域で育てていくことを基盤に、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） どうもありがとうございます。

今回、教育長のすばらしい思いがあると思うんですけども、この思いを町民の方々にお知らせしたほうがいいと思いますが、何か名案がありますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 自分は経験上ありませんけれども、少しでも田布施町の教育に対する思いを伝える機会があれば、その機会を大切にまいりたいと思っています。

具体的に申しましては、健全育成に関わる町民会議の広報誌等も予定されておられるようですし、そういった機会っていいですか、場を利用させていただいて、少しでも田布施町の教育の在り方について町民の方が関心を持ってもらえるように、そしてまた家庭でも理解と協力をしてもらえるように啓発等についても取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 質問の中に人権教育、ちょっと入れたんですけども。先日、SNSで、誹謗中傷で、女子プロの木村花さん、これも自殺されました。

今の小学校、中学校において、SNSの使い方、こういった誹謗中傷、これを指導する人権教育、それについて、何かお考えはありますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 今、社会問題になっておりますSNSとかメディアを使った誹謗中傷ということが大きな問題になっているように聞いております。ただ、これは大人社会だけではなくて、小学校、中学校の段階を通じて、人を大切にする気持ちとか心情とか、あるいは人を思いやる、そういった考え方や行動と申しますか、そういったことも含めて総合的に取り組んでいかないと、問題に対して何か対応するというだけでは、なかなかこの問題の解決には至らないと思っております。

特に、今問題になっている人権に関わる課題としては、議員御指摘のように、書き込んだ方の思い

とそれを受け止める方の思いのずれがあまりにも大きく、十分理解されないがために心が傷ついてしまふとか、あるいはそういった状況がいろんなところで発生していると。これは、やっぱり小中学校においても、いじめに関わる問題でもあります。人に対する優しさとか、人を大切にする気持ちとか、感謝をする気持ちとか、そういったことを各段階でトータルとして育てていく必要があろうかなと思っています。そのことによって、将来的には人も社会も大切にする、そういう大人に育っていただきたいと思います。そういうふうに思っております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） 小学校低学年も今頃はスマホを使っている時代になりまして、打ち込みの表現の仕方というのは、まだ子供たち、分からないところがあるんですよね。その辺も、今のSNSの使い方とかスマホの教室とか、今、小学校高学年は主にやっとなんですけども、中学年、低学年も含めて、小さいうちからスマホの使い方教室、これを進めないと、こういった誹謗中傷、言っただけじゃとか、こう分かんのですから、その辺もちょっと指導してもらいたいと思います。

この間からのコロナ問題で、学校かなり休みになったと思うんですよね。子供たちは学校休んで、家で何しよるかいうたら、ゲームやったりユーチューブ見たり。ゲームの売り上げが平年の2倍じゃったちゅう話もありますけどもね。それで今度、学校が始まって学力の低下とか、その辺がかなり遅れておると思うんですよね。その辺の感覚、何かございますか。

○議長（瀬石 公夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 今、議員御指摘にありましたように、休校が長期になる関係で、一番、学校の課題として現れているのが、生活の習慣と申しますか、規則正しい生活がなかなか家庭ではできていなかったのではなかろうかとか、あるいはそれが十分確認できていなかったということで、寝る時間、起きる時間、それから食事をする時間、今御指摘にありましたようにメディアを活用する時間、これが今までと全然違って、随分、人によっては規則正しくなくなっている。それをどういうふうに学校も家庭と協力をして取り戻していくかというのが、大きな課題だというふうに聞いております。

ただ、これという方法はないんですが、やはり毎日の生活習慣の中で、学校だけでなく、今申しました早寝早起き、それから朝食もそうなんですが、特に起きる時間と寝る時間、これを一定にしていけないと、やっぱり生活のリズムというのが、大人もそうですが、なかなか乱れてくる傾向にあります。

したがって、各学校では、学校の生活だけではなくて家庭とも緊密に連携を図りながら、そういった家庭での生活時間のことについても啓発をしていくというふうに聞いております。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（1番 西本 篤史議員） なかなか3か月間のブランクというのは元へ戻すのは難しいと思うんですよね。その辺も含めて、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、プログラミング教育、午前中の一般質問でも出たんですけども、低学年は割と簡単な——プログラム教育ちゅうか、小学校はプログラミング的思考という格好で言われていますけども。花を植えて、種まいて、肥やしやって育てて大きくなる、これもプログラミング的思考なんですよ。あと料理もですよ。切って、調味料入れて、焼いて、煮て、それを食べる。これもプログラミング的思考だと思うんですよ。そういった含めて、いろんな行程をやっていく段階がプログラミング的思考じゃから、学校の先生方もいろいろ試行されて、大きゅうなったらハード的なプログラミングとかになるんですけど、小学校はソフト的な、本当一般生活に必要なプログラミング、これを重点的にやっていったら、田布施町の子供は頭がいいなというふうになると思いますので、これからは、ぜひとも教育の町、田布施ということでよろしくお願ひしたいと思います。

これで終わります。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、西本篤史議員の一般質問を終わります。

ちょっと休憩に早いですけど、あとはあんまりないんで、どうせどっかで休憩を取らなきゃいけないんで、ここでちょっとどうでしょうか。２時１０分まで休みを取って、あと一気にいきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

午後２時００分休憩

午後２時１０分再開

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第５．議案第４２号

日程第６．議案第４３号

日程第７．議案第４４号

日程第８．議案第４５号

日程第９．議案第４６号

日程第１０．議案第４７号

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第５、議案第４２号令和２年度田布施町一般会計補正予算（第３号）議定についてから、日程第１０、議案第４７号田布施町環境審議会条例の一部改正についてまで、６件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、議案第４２号から４７号までを、まず御説明を申し上げます。

議案第４２号は、田布施町一般会計補正予算（第３号）でございます。

主な補正内容ですが、歳入につきましては、小中学校ＩＣＴ整備事業、中学校非構造部材耐震補強事業に伴う国庫支出金３，８９７万１，０００円を計上しております。

財産収入としては、砂田住宅跡地の土地売払い収入６２２万７，０００円を計上いたしております。

町債には、中学校非構造部材耐震補強事業に伴う義務教育施設整備事業債１，０００万円を計上いたしております。

なお、収支調整として、財政基金からの繰入金５，５８４万７，０００円を計上いたしております。

次に、歳出の主な内容でございますが、まず、私、副町長、教育長の人件費を削減といたしております。

また、各費目におきまして、会計年度任用職員の人件費の組替えを計上いたしております。

教育費は、学校ＩＣＴ整備事業として、小学校分６，００５万３，０００円、中学校分３，４９７万１，０００円を計上いたしております。

内容は、災害や感染症等の発生により、緊急時においても全ての子供たちの学びを保障できる通信環境を早急に実現するため、全児童・生徒と指導者に１人１台タブレットと大型モニターを整備するものでございます。

また、中学校非構造部材耐震補強事業１，６６１万円を計上いたしております。

内容は、中学校屋内運動場の武道場つり天井耐震改修事業でございます。

以上により、歳入歳出それぞれ１億１，１３１万２，０００円を増額し、予算総額を７６億１，７４３万円とするものでございます。

次に、議案第４３号は、町長等の給料の減額支給に関する条例についてでございます。

現在、新型コロナウイルス感染症対策として、町民及び事業者への支援並びに感染症対策を実施しておりますが、今後の状況は全く不透明であり、その影響も広く深刻化いたしております。

厳しい財政状況ではありますが、今後さらなる町民や事業者等への支援や感染予防対策を実施する必要があると考えております。こうした対策の財源確保とするため、７月１日から１２月３１日まで

の6か月間、私及び副町長、教育長の給料について、10分の1を減額させていただくというものでございます。

議案第44号は、田布施町本社機能移転等に係る固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正点は、平成30年に改正した地方再生法に基づく本社機能等を有する施設の移転や拡充を行う事業者に対する税制優遇措置の期間を2年間延長しようとするものでございます。

次に、議案第45号は、公共施設関係の田布施町使用料及び手数料条例の一部改正についてでございます。

昭和61年9月に完成いたしました農村環境改善センターは、その後34年が経過し、今ではその名称を使用することがなくなったこともあり、名称を廃止し、既に使用しております西田布施公民館の名称として公民館の中に規定をいたしたいと思っております。そして、それと併せまして、旧田布施第3保育園を才賀コミュニティーセンターとして、田布施町地域施設に改めて規定しようとするものでございます。

また、いわゆるデジタル手続法の一部改正の施行期日を定める政令が公布され、令和2年5月25日より個人番号の通知カードが廃止となってしまいました。このため、個人番号の通知カード再交付に係る手数料に関する規定を削除しようとするものでございます。

議案第46号は、田布施町地域施設設置条例についてでございます。

旧麻里府小学校の麻里府地域施設と、先ほど申し上げました旧田布施第3保育園を才賀コミュニティーセンターとして、町民相互の連携や生涯学習の推進を行うための地域施設として規定しようとするものでございます。

議案第47号は、田布施町環境審議会条例の一部を改正する条例についてでございます。

今年度、一般廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理計画を策定する予定となっております。こうした環境保全に関する基本的事項については、附属機関でございます田布施町環境審議会に諮問し、調査審議していただくこととなっております。

また、附属機関について法令に規定があるもののほか、本町においては町議会議員の皆さんを選任しないということとされておりますので、現行条例にある町議会議員の選任規定の削除に併せて、関係行政機関の職員や公募による委員の選任規定を新たに設けようとするものでございます。

以上、ここまで御提案申し上げました6議案について、その概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬石 公夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第42号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第43号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第44号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第45号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第46号、質疑はありませんか。清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） 才賀のコミュニティーセンターの件なんですけども、申し込みが、社会教育課——教育委員会のほうに許可を受けなければならないというふうに書いてあるんですけども、使った後の使用料、これは事務員さん、いらっしゃらない、どこに払うんですか。

○議長（瀬石 公夫議員） 増原社会教育課長。

○社会教育課長（増原 慎一君） 翌月の精算のときに、うちのほうから。翌月に一応精算という形で、うちのほうから納付書を出す予定です。

○議長（瀬石 公夫議員） ちょっと今、聞こえなかった。

○議員（4番 清神 清議員） ちょっとよくわからない。どこに払うんかちゅう、社会教育……。

○社会教育課長（増原 慎一君） 社会教育課。

○議員（4番 清神 清議員） 持っていくわけ。

○社会教育課長（増原 慎一君） そうです。

○議長（瀬石 公夫議員） いいですか。清神議員。

○議員（4番 清神 清議員） 西の公民館に払うわけにはいかんわけ。やっぱりそっちだったら担当が違うから。

○議長（瀬石 公夫議員） 増原社会教育課長。

○社会教育課長（増原 慎一君） 今のところですね、最初ということもあるんですけども、一応社会教育課のほうで最初対応したいというふうには考えております。（発言する者あり）はい。

○議長（瀬石 公夫議員） 46号、ほかに何か御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

議案第47号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第42号から議案第47号までの6件は、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第11. 議案第48号

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第11、議案第48号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは最後に、議案第48号は、田布施中学校大規模改修Ⅱ期工事（建築）に係る工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

本工事は、田布施中学校の外壁改修及びトイレ等の内装改修を行うもので、本日、参考図面を配付させていただいておりますので、参考に御覧いただけたらと思います。

入札の方法は、条件付一般競争入札（事後審査方式）とし、4月17日に公告し入札参加資格条件を付して公募いたしました。

その結果、6社から応募があり、5月15日に入札を実施し、株式会社〇〇と8,338万円で契約しようとするものでございます。

なお、工期の関係で、なるべく早く契約をしたいということから、本日議決いただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬石 公夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） よろしいですかね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第４８号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第４８号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第４８号工事請負契約の締結について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第４８号工事請負契約の締結についてを採決します。本件に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第４８号は可決することに決定しました。

○議長（瀬石 公夫議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

（ベル）

午後２時２４分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 瀬 石 公 夫

署名議員 林 山 健 二

署名議員 清 神 清

令和２年 第３回（定例）田 布 施 町 議 会 会 議 録（第２日）

令和２年６月１７日（水曜日）

議事日程（第２号）

令和２年６月１７日 午前９時００分開会

- 日程第１ 会議録署名議員の指名
- 日程第２ 議案第４２号
令和２年度田布施町一般会計補正予算（第３号）議定について （委員長報告）
- 日程第３ 議案第４３号
町長等の給料の減額支給に関する条例の制定について （委員長報告）
- 日程第４ 議案第４４号
田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部
改正について （委員長報告）
- 日程第５ 議案第４５号
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について （委員長報告）
- 日程第６ 議案第４６号
田布施町地域施設設置条例の制定について （委員長報告）
- 日程第７ 議案第４７号
田布施町環境審議会条例の一部改正について （委員長報告）
- 日程第８ 議案第４９号
固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第９ 議員提出議案第１号
田布施町人事調査特別委員会の設置について
- 日程第１０ 閉会中の継続調査（特定事件）について日程第

本日の会議に付した事件

- 日程第１ 会議録署名議員の指名
- 日程第２ 議案第４２号
令和２年度田布施町一般会計補正予算（第３号）議定について （委員長報告）
- 日程第３ 議案第４３号
町長等の給料の減額支給に関する条例の制定について （委員長報告）
- 日程第４ 議案第４４号
田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部
改正について （委員長報告）

- 日程第 5 議案第 4 5 号
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 6 議案第 4 6 号
田布施町地域施設設置条例の制定について (委員長報告)
- 日程第 7 議案第 4 7 号
田布施町環境審議会条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第 8 議案第 4 9 号
固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 9 議員提出議案第 1 号
田布施町人事調査特別委員会の設置について
- 日程第 1 0 閉会中の継続調査 (特定事件) について日程第

出席議員 (1 3 名)

1 番	西本 篤史議員	2 番	谷村 善彦議員
3 番	國本 悦郎議員	4 番	清神 清議員
5 番	石田 修一議員	6 番	木本 睦博議員
7 番	松田規久夫議員	8 番	竹谷 和彦議員
9 番	穴井 謙次議員	1 0 番	畠中 孝議員
1 1 番	林山 健二議員	1 2 番	河内 賀寿議員
1 3 番	瀬石 公夫議員		

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	森本 充君	書記	福本 俊明君
		書記	手島 千晶君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	亀田 典志君
企画財政課長	森 清君	税 務 課 長	藤本 直樹君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	田中 和彦君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
会 計 室 長	惠元 朗夫君	学校教育課長	長合 保典君
社会教育課長	増原 慎一君	建 設 課 技 幹	吉藤 功治君
町民福祉課主幹	林 照美君	健康保険課主幹	山本むつみ君

午前 9時00分開議

(ベル)

○議長（瀬石 公夫議員） それでは定刻になりましたので、始めたいと思います。

これから、令和2年第3回田布施町議会定例会を開きます。

河内議員につきましては、遅刻届が出されていますので、御報告を申し上げます。

本日は、新型コロナウイルス感染防止のため、50分に1回10分間の休憩、換気を行いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、本日Jアラート全国瞬時警報システムのテストが予定されていますので、10時頃休憩を取りますので御了承のほどよろしくお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、石田修一議員と竹谷和彦議員を指名いたします。

日程第2. 議案第42号

日程第3. 議案第43号

日程第4. 議案第44号

日程第5. 議案第45号

日程第6. 議案第46号

日程第7. 議案第47号

○議長（瀬石 公夫議員） 日程第2、議案第42号令和2年度田布施町一般会計補正予算（第3号）

議定についてから日程第7、議案第47号田布施町環境審議会条例の一部改正についてまで6件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。松田総務文教委員長。

○総務文教委員長（松田規久夫議員） 総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る6月9日の本会議において、当委員会に付託されました議案第42号から議案第46号の議案5件について、6月15日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案5件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第42号から46号の5件につきましては、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、木本経済厚生委員長。

○経済厚生委員長（木本 睦博議員） 経済厚生委員会の報告をいたします。

去る6月9日の本会議において、当委員会に付託されました議案第42号、45号、47号について、6月11日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。

議案3件につきましては、執行部に説明を求め、質疑、採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第42号、45号、47号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

○議長（瀬石 公夫議員） これから各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は6件を一括して行います。

議案第42号から議案第47号まで討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号令和2年度田布施町一般会計補正予算（第3号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号町長等の給料の減額支給に関する条例の制定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号田布施町本社機能移転等における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号田布施町使用料及び手数料条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号田布施町地域施設設置条例の制定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第４６号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４７号田布施町環境審議会条例の一部改正についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議案第４７号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第８．議案第４９号

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、日程第８、議案第４９号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日御提案申し上げました議案第４９号の提案理由を申し上げます。

議案第４９号は、田布施町固定資産評価審査委員会委員の寺田真理子さんの任期が本年６月末をもって満了することに伴い、引き続き委員に再任いたしたく地方自治法第４２３条第３項の規定により、委員会の同意をお願いするものでございます。

寺田さんは、平成１４年から６期にわたり委員をお願いしておりまして、人格及び識見に優れ、委員として適任と考え提案するものでございます。よろしく御審議を賜り御同意いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（瀬石 公夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第４９号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第４９号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第４９号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第４９号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第４９号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに同意の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立多数です。したがって、議案第４９号は原案のとおり同意されました。

日程第９．議員提出議案第１号

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、日程第９、議員提出議案第１号田布施町人事調査特別委員会の設置についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。提出者、西本篤史議員。

○議員（１番 西本 篤史議員） それでは、提案理由を申し上げます。

毎日のように人事異動等の関連記事が報道されております。町民の皆様からは、一連の問題を大変心配されておられる声を多くお聞きします。また、役場からは町内外からの問い合わせが殺到し、本来行うべき行政サービスが停滞し、問い合わせに対応した職員が精神面も含め体調不良になっているとお聞きしております。

このような状況を一日でも早く解決させるために、問題になっております人事等について事実確認を行い、議員として町民の皆様のことを事実を報告できればと思い、地方自治法第１０９条及び委員会条例第６条の規定に基づいて、特別委員会の設置を提案するものでございます。

以上でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。國本議員。

○議員（３番 國本 悦郎議員） さきの議会関係の全員協議会で提案があった第三者委員会、公正・公立のですね第三委員会の設置というのが出されたと思うんですが、今回ここで言いますと、この件については全然触れておりません。どうされるんでしょうか。

○議長（瀬石 公夫議員） 西本議員。

○議員（１番 西本 篤史議員） これから、第１回の人事調査特別委員会を開催いたしまして、そこで手続の予定でございます。

○議長（瀬石 公夫議員） いいですか。ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） それでは質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっています議員提出議案第１号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第１号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから７名の賛成者を得て、西本篤史議員から提出されました議員提出議案第１号田布施町人事調査特別委員会の設置についてを採決します。

本件は、これに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬石 公夫議員） 起立全員です。したがって、議員提出議案第１号は可決されました。したがって、人事に関する調査について、議長を除く８人の委員で構成する人事調査特別委員会を設置し、これに付議することに決定いたしました。

引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。ただいま設置されました人事調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、人事調査特別委員会はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

それでは、議員控室にて人事調査特別委員会を直ちに開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。終わり次第、議事堂にまたお集まりください。休憩いたします。

午前 9時18分休憩

.....

午前 9時26分再開

○議長（瀬石 公夫議員） それでは、休憩を取消し会議を再開いたします。

先ほどの休憩中に人事調査特別委員会が開催され、委員長に西本篤史議員、副委員長に松田規久夫議員が選任されましたので、御報告いたします。

日程第10. 閉会中の継続審査（特定事件）について

○議長（瀬石 公夫議員） 次に、日程第10、閉会中の継続審査（特定事件）についてを議題とします。

議会広報委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり特定事件の調査事項について閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬石 公夫議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（瀬石 公夫議員） これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和2年第3回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前 9時28分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 瀬 石 公 夫

署名議員 石 田 修 一

署名議員 竹 谷 和 彦